

第2次 和気町総合計画(後期)基本計画

2026年(令和8年)3月
和気町

町長あいさつ

“人と地域が輝く 晴れの国の 和気あいあいのまち”を目指して

和気町は、豊かな自然や歴史ある文化、そして地域に息づく温かな人々に恵まれたまちです。しかし、人口減少や少子高齢化、若い世代の転出といった課題が続いており、住民の皆さんが安心して暮らし続けられるまちづくりが求められています。



これまで町では、子育て世代を支えるため、保育・教育環境の充実に取り組んできました。また、自然エネルギーの導入による環境にやさしいまちづくりを進めるとともに、高校魅力化事業を通じて、若者が学びながら地域とつながる機会を広げています。さらに、企業誘致による雇用創出や持続性の高い魅力ある農業を目的とした「オーガニックビレッジ宣言」を行うなど地域経済の活性化にも期待が高まっています。

今回策定した「第2次和気町総合計画(後期)基本計画」では、人口減少対策や結婚・子育て支援、若者の定住促進、そして若者や関係人口の主体的な参画を促すまちづくりを重点課題として掲げています。安全・安心の確保を基調に、公営塾や英語教育の充実など教育環境の整備を進めるほか、老朽化した公共インフラの更新、耕作放棄地の活用、駅前の活性化、商工業の振興など、地域資源を最大限に生かした持続可能なまちづくりを推進してまいります。

住民に限らず、地域に関わる多様な人々の交流や参画を深めることで、地域社会の結びつきをさらに強め、活力あるまちの実現につなげます。人口減少は依然として大きな課題ですが、若年層の定住促進や関係人口施策を一層強化し、町全体の活力向上を図ってまいります。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見をお寄せいただいた住民の皆さん、審議会委員の皆さん、ならびに関係各位に心から感謝申し上げます。和気町の未来は、住民お一人おひとりの手の中にあります。住民の皆さんと心をひとつにし、少子高齢化や人口減少などの課題を乗り越え、次世代に誇れるまちづくりを着実に進めてまいります。

この計画を進めるには、皆様のご理解とご協力が不可欠です。ともに手を取り合い、和気町をさらに素晴らしい地域にしていきたいと思います。

2026年(令和8年)3月

和気町長 太田 啓補

< 目 次 >

第 1 部 序論	
第1章 総合計画の目的と構成.....	1
第2章 計画策定の背景.....	3
第 2 部 基本構想	
第1章 基本理念.....	13
第2章 将来像.....	14
第3章 将来人口	15
第4章 和気町の未来の姿.....	16
第5章 財政・土地利用.....	19
第6章 施策の大綱	21
第7章 計画推進の基本姿勢	23
第 3 部 人口ビジョン	
第1章 人口ビジョン.....	27
第2章 人口等の現状分析.....	28
第3章 目指すべき将来の方向	33
第 4 部 後期基本計画	
第1章 計画策定の趣旨	39
第2章 構成.....	39
第3章 政策・施策の体系	40
第4章 分野別基本計画.....	41
第 5 部 資料編	
1. 計画策定の経過、審議会開催状況	129
2. 振興計画審議会委員名簿.....	130
3. 諮問・答申書	131
4. 関係条例・規則	133
5. KPI 一覧表	136

第 1 部

序論

第1章 総合計画の目的と構成

1. 計画策定の趣旨

総合計画は、和気町(以下、「本町」という)の最上位計画であり、長期的なまちづくりの基本的方向と、施策や事業を総合的、体系的に示すものです。2011年(平成23年)の法改正により、地方自治法における「基本構想」の策定義務はなくなり、総合計画の策定は、地方公共団体の自主的な判断に委ねられることとなっています。

本町では、高齢化や、若者の転出など、様々な要因により人口減少が進むと予測されます。このような転換期の中で、まちづくりの方向性について今一度確認し、住民や事業者、行政など、まちづくりに関わる多くの主体で共有することは非常に重要です。

2020年度(令和2年度)に策定した「第2次和気町総合計画(前期)基本計画」(以下、「前期計画」という)の計画期間終了に伴い、社会変化や新たな課題に対応するため、これまで進めてきた取組を踏襲しながら、本町のさらなる発展と持続可能なまちづくりを目指すために「第2次和気町総合計画(後期)基本計画」(以下、「本計画」という)を策定しました。

2. 計画の位置づけ

(1) 和気町の最上位計画

本計画は、時代の潮流や本町を取り巻く環境の変化や、住民の声などを反映し、基本的な理念や町の将来像など、本町が目指すべきまちづくりの方向性を示すとともに、実現に向けた基本目標や具体的な施策をとりまとめたものであり、本町の行財政運営を総合的かつ計画的に推進していくための最上位の計画です。

なお、「和気町議会の議決すべき事件を定める条例」において、町における総合かつ計画的な行政の運営を図るための総合振興計画基本構想の策定は、議会の議決すべき事件として定められています。

(2) 「第3期和気町まち・ひと・しごと創生総合戦略」との連携

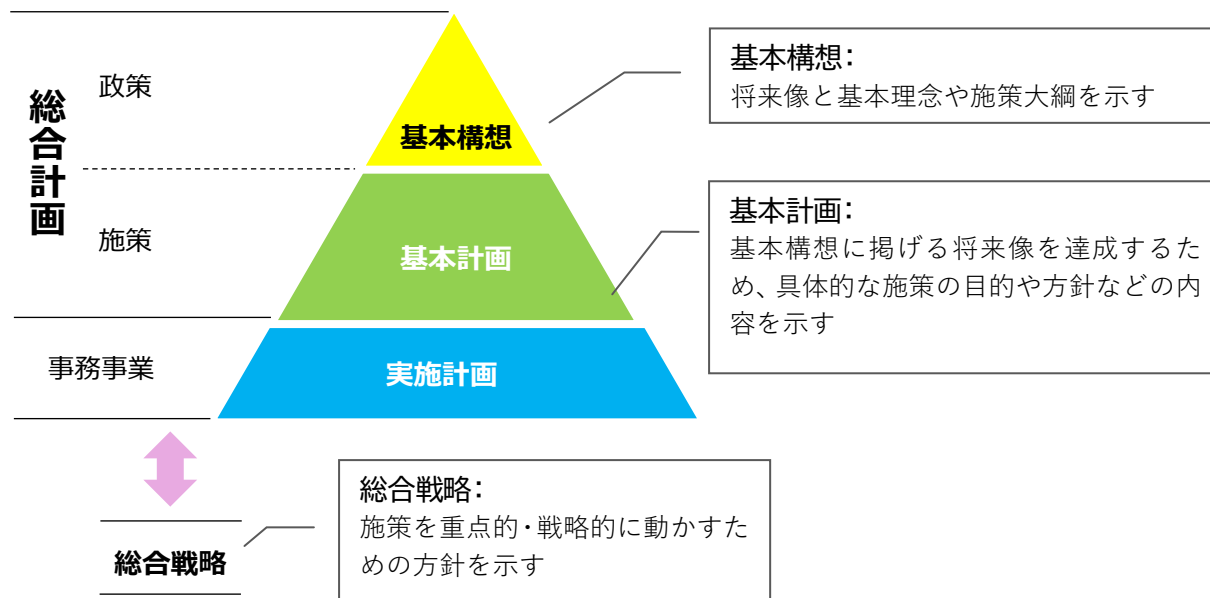
総合戦略は、町の最上位計画である総合計画の理念や施策と一致するものであることから、「第3期和気町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、本計画と連携し推進していくものとします。

なお、前期計画では総合計画の中に総合戦略を内包する形式で作成していましたが、社会情勢や国の施策に対して、流動的かつ柔軟に対応をするため、本計画に総合戦略は内包せず、別立てで作成するものとします。

3. 計画の構成と期間

(1) 構成

この総合計画は、基本構想と基本計画の2階層で構成します。



(2) 期間

計画期間について、基本構想は2021年度(令和3年度)から2030年度(令和12年度)までの10年間、基本計画は、前期計画が2021年度(令和3年度)から2025年(令和7年)度の5年間、後期計画は2025年(令和7年)度に前期計画を見直し、後期計画を策定しました。なお、実施計画は、3箇年計画としますが、毎年見直しを行うローリング方式とします。

2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)
基本構想(期間:10年間)									
前期計画(期間:5年間)					後期基本計画(期間:5年間)				
					実施計画				
					見直し				

第2章 計画策定の背景

1. 和気町の概況

(1) 位置・地勢

本町は、岡山県の東南部に位置し、県庁所在地の岡山市から北東32kmに位置しています。町の東部は兵庫県と接する備前市、北部は美作市、西部は赤磐市と接しています。

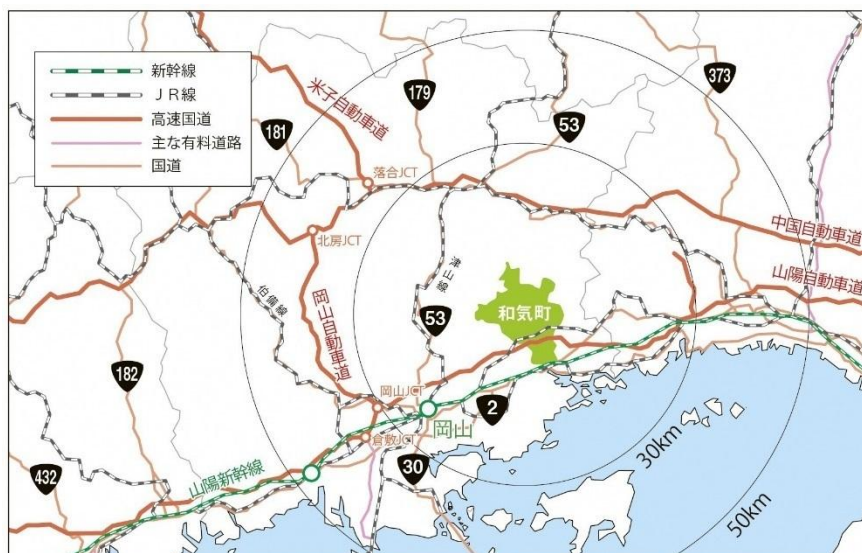
交通は、JR山陽本線及び山陽自動車道が町南部を東西に通り、町の西部を美作岡山道路が、また町の中心部を国道374号がそれぞれ南北に通る交通の利便性に恵まれた地域となっています。

本町の総面積は、144.21km²で、町のほぼ中心部を岡山三大河川の1つである一級河川吉井川が貫流し、金剛川、初瀬川、王子川など吉井川支流沿いに市街地が形成されているとともに、林野面積が総面積の約75%を占めるなど、豊かな水と緑に彩られています。



(2) 沿革

本町は、2006年(平成18年)3月に旧佐伯町、旧和気町の2町が合併して誕生しました。この地域は、古代から備前の国和気郡に属しており、吉備文化圏の東部に位置する交通の要衝で、奈良時代末期に平安遷都に尽力した和気清麻呂公を輩出しました。近世では、池田家の岡山藩に属し、吉井川を航行する高瀬舟が寄港する商業地として栄えてきました。その後、時代の流れとともに、交通機関も舟運から陸路へと変わり、県北部から備前市間を運行する旧片上鉄道や山陽鉄道の開通などにより、沿線を中心に市街化が進み、現在では、町南部を東西に貫通する山陽自動車道や、町の南北を貫通する国道374号を中心に広域交通の要衝として発展してきました。



2. 社会の潮流

(1) 少子高齢化・人口減少社会への対応

国においては重点的に少子化対策、高齢化社会対策が進められてきましたが、少子高齢化には歯止めがかからず、2025年(令和7年)には団塊の世代がすべて75歳以上となり、支援の必要な高齢者が増加することが見込まれます。

少子高齢化及び人口減少は、医療・介護・年金などに要する社会保障費の増加、生産年齢人口の減少に伴う経済規模の縮小、空き家の増加、地域公共交通の縮小、地域コミュニティの衰退、伝統文化・技術の継承の問題など、社会生活における様々な悪影響が生じることが懸念されます。

こうした状況に対し、国及び地方公共団体は「人口ビジョン」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少に歯止めをかける地方創生の取組を行っています。また、2025年(令和7年)に閣議決定された「地方創生2.0」では、「強い」経済と「豊かな」生活環境の基盤に支えられる多様性の好循環で「新しい日本・楽しい日本」を創ることが目指す姿として掲げられています。

2023年(令和5年)に閣議決定された「こども未来戦略」では、次元の異なる少子化対策として、若い世代が希望どおり結婚し、希望することを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指すことが掲げられています。

(2) 安全・安心への意識の高まり

数々の大規模地震や、局地的な大雨、勢力の強い台風等、自然災害による被害は甚大化する傾向となっています。これらの災害から住民の生命や財産を守り、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、事前の防災及び減災、災害に強いまちづくりが求められます。

さらに、こどもや女性を狙った犯罪や高齢者を狙った特殊詐欺等、複雑化多様化した犯罪が多発しています。人々の暮らしを脅かす事案が発生しており、安全で安心して暮らせる社会の実現が求められています。

(3) デジタル化社会に向けた取組

日本の地域社会・経済は、少子高齢化と人口減少による働き手不足や市場規模の縮小、頻発する自然災害や老朽化するインフラなどの様々な課題に直面しています。

地域経済・社会を維持・発展させ、地域住民の生活を支えるためには、AIを含むデジタル技術の徹底活用により、地域課題を解決し、イノベーションにより付加価値を創出していくことが求められます。そのためには、その中核的担い手となりうるデジタル技術を活用する企業が、地域のニーズに合った事業展開をできるよう支援することが重要です。

このような背景のもと、総務省では、2025年(令和7年)2月に、「地域社会DXの推進に向けた情報通信政策の在り方」について情報通信審議会に諮問しており、日本の地域社会・経済を取り巻く状況や、AIを含むデジタル技術の最新動向を踏まえた、地域社会DXの推進に向けた情報通信政策の在り方について課題を整理し、必要な政策の方向性を検討しています。

（４）公共交通の維持

バスやタクシーなど公共交通などで人手不足が深刻化する中、2024年(令和6年)4月から自動車運転業務において「働き方改革関連法」に基づく時間外労働の上限規制が適用されました。この規制により長時間労働の是正が進む一方で、運転士の確保が一段と難しくなり、その結果、同じ人員では従来どおりの運行ダイヤの維持ができず、全国各地でバス路線の減便や縮小・廃止となってしまうなどの「2024年問題」が現実のものとなっています。

自治体においては、デマンド型交通や乗合タクシー、ライドシェアなど地域の実情に応じた交通体制を整備する必要があります。

（５）価値観の多様化

一人ひとりの価値観が多様化し、暮らし方や働き方、地域との関わり方などにも変化が生じており、様々なニーズ等に応じたまちづくりが求められています。

技能実習生などの外国人居住者が増加しており、国籍や文化、宗教などの違いを認め合いながら地域でともに生きていく「多文化共生社会」のまちづくりが求められています。

政府においては、わが国の目指すべき共生社会のビジョン、その実現に向けて2026年度(令和8年度)までを対象期間とした中長期的な課題及び具体的施策を示すロードマップを策定しており、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を進めています。

（６）脱炭素化の進展、循環型社会への移行

地球温暖化対策として、2015年(平成27年)に採択された温室効果ガス削減の国際的枠組みであるパリ協定を契機に、世界で脱炭素化に向けた取組が行われ、化石燃料による発電が縮小し、持続可能な再生可能エネルギーの需要が高まっていくことが見込まれます。

（７）協働のまちづくりの必要性の高まり

全国的に人口減少、少子化・高齢化、自治会加入率の低下、高齢者の労働意識の変化等、地域活動の担い手の減少により地域コミュニティの活力が低下しています。また、地域の間関係が希薄化する中、見守り活動や近隣の助け合い等、地域のつながりの大切さが再認識されており、住民の参画・協働の視点に立ったまちづくりが求められています。

（８）人手不足の深刻化

人口が減少し高齢化が進む状況では、若年労働力の絶対量が不足することは明らかであり、高齢者世代の増加で需要が高まる介護分野や、復興需要等の建設投資が増加する建設分野をはじめ、様々な分野で深刻化する人手不足問題への対策が求められています。

3. ワークショップの結果概要

(1) ワークショップの実施目的

本計画を策定するにあたり、今後のまちづくりを担う若者を中心に、まちの課題や現状、重点的に進めるべき取組について意見交流し、計画の基礎資料とするためワークショップを実施しました。

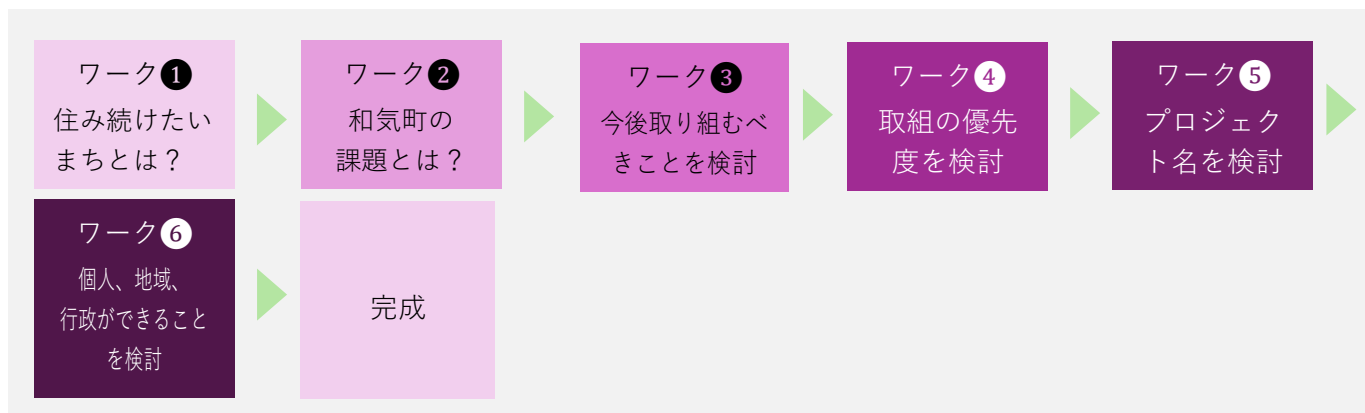
(2) 参加者

対象	高校生、大学生、社会人の方
参加人数	17人

(3) ワークショップのプログラム

ワークショップでは、本町の課題を話し合い、それら課題に対し、今後10年後を見据えて重点的に取り組むことをプロジェクトとして発案するプログラムで実施しました。

■ワークショップの流れ



(4) 意見からみる課題の整理

主な課題については、以下のとおりです。

① 魅力発信・PR 不足

■課題

- 和気町の良さが外に伝わっていない
 - SNS、イベント、特産品の活用の必要性
- ⇒町の強みや魅力が外にも内にも十分伝わっていない

■今後、取り組むべきこと

- SNS や動画での魅力発信
- 特産品や地域資源を生かした PR
- 「〇〇の町」としてブランド特化

② 働く場所・経済活動の不足

■課題

- 就職先が少ない、企業誘致の必要性
 - 商業施設・飲食店の不足、店の閉鎖に対する危惧
- ⇒経済基盤の弱さ、雇用や日常の買い物環境の不足

■今後、取り組むべきこと

- 企業誘致・起業支援による雇用創出
- 古民家リノベーション、耕作放棄地の活用
- 自然を生かしたレジャー施設整備

③ 交通・移動の不便さ

■課題

- 電車やバスの本数が少ない、利便性不足
 - 駅のバリアフリー不足
- ⇒町内移動と都市圏のアクセス向上が求められている

■今後、取り組むべきこと

- コミュニティバスやライドシェアの導入、需要に応じた運行
- バス路線図をわかりやすく整備

④ 医療・福祉の不安

■課題

- 総合病院がない、産科が町内になく岡山まで出ないといけない
 - 介護・医療負担の増大
- ⇒安心して暮らすための医療の支援体制を整備していく必要がある

■今後、取り組むべきこと

- 病院機能の充実(今ない診療科を導入)
- 介護や子育て支援の強化

⑤ 人口減少と教育・コミュニティの縮小

■課題

- 小・中・高校の存続に対する不安
 - 外国人住民との交流不足、多世代交流の減少
- ⇒人口減少に伴う教育・地域コミュニティの維持が課題となっている

■今後、取り組むべきこと

- 和気町らしい独自教育、公営塾の魅力発信
- 地域の祭りやイベントで多世代・外国人の交流を促進

▼課題に対する方向性 まとめ

●「PR 不足」

⇒戦略的な魅力発信

●「移動・医療の安心」

⇒暮らしを支える基盤の整備

●「働く・買う場の不足」

⇒雇用創出、にぎわいづくり

●「人口減少による教育・コミュニティの縮小」

⇒教育と交流の持続

(5) 課題に対する考察（こども・若者向け）

① 魅力発信・PR 不足

「魅力発信・PR不足」については、ホームページや広報誌以外にも若者が情報収集しやすいSNSの活用など、効果的な情報発信が必要です。また、若者自身が地域の魅力を発見し、発信していく仕組みづくりが求められます。SNSや動画を活用した発信活動を学校教育や地域活動の中に位置づけることで、地域に対する誇りや愛着づくりにもつながることが期待できます。

② 働く場所・経済活動の不足

「働く場所や経済活動の不足」に対しては、若者が地元で挑戦できる機会を増やすことが不可欠です。地元企業や地域資源を活用したインターンシップ、地域プロジェクトへの参加、小規模な起業や副業の支援など、実践を通じて“自分のやりたいことを地域で形にできる環境”を整えることが重要です。

③ 交通・移動の不便さ

「交通・移動の不便さ」は、若者の行動範囲や選択肢を狭める要因の1つとして考えられます。通学や余暇活動の負担を軽減するために、交通部局とも連携を図り、増便やアクセスの利便性向上など交通施策を検討することが必要です。

④ 医療・福祉の不安

「医療・福祉の不安」への対応として、若者が安心して暮らし、将来の生活を描ける環境づくりが求められます。特に、メンタルヘルスや思春期支援、性教育、子育てへの理解促進など、ライフステージを意識した支援が必要です。学校・地域・専門機関が連携し、若者が気軽に相談できる体制を整えることが、安心感と地域定着の基盤となります。

⑤ 人口減少と教育・コミュニティの縮小

「人口減少と教育・コミュニティの縮小」に対しては、若者が地域との関わりを深める学びの仕組みが求められます。今回のワークショップのような、若者が“自分たちのまちをどうしたいか”を考える機会を設け、多世代との交流を通じて多様な価値観にふれ、まちづくりに関わる意識を醸成していくことが重要です。

また、教育の充実では、公営塾や英語特区といった教育環境の充実を図り、未来のまちづくりの担い手を育てていくことが求められます。

4. アンケート調査(移住・定住)の結果概要

(1) アンケート調査の実施目的

本調査は、今後の人口動態を見据え、定住促進及び移住・Uターン対策を検討するための基礎資料とすることを目的としています。

町内在住(転入者も含む)の方と、町内出身で町外に転出した方の意識や実態を比較し、町の魅力と課題を多面的に把握し、今後の施策に反映することをねらいとしています。

(2) 実施概要

調査対象	①和気町出身で町内に在住の方もしくは、転入してきた方(20歳以上)	②和気町出身で他の地域へ転出した方(20歳以上)
回答数	48件	13件

(3) 結果概要

① 和気町出身で町内に在住の方もしくは、転入してきた方(20歳以上)	② 町内出身で他の地域へ転出した方
転入・転出のきっかけについて	
住宅の都合や結婚が主な理由。不安点は地域との関わりや住み心地。	仕事、進学、結婚が主な理由で、地元で働く場や学ぶ場が少ないことが要因。
生活・暮らしの満足度	
自然や住環境には満足している一方で、交通、買い物、医療に不満が多い。	交通や買い物の利便性には満足しているが、家賃や物価、医療体制に不満がある。
地域との関わり	
地域との交流がある人は一部にとどまり、交流したいという意欲に比べて機会が少ない。	地域との関係は希薄で、将来的に戻る意向が「わからない」とする人が多い。
今後の課題・要望	
雇用の場や買い物の利便性、交通の充実を求める声が多い。	雇用、買い物、医療の充実が求められている。

以上の結果から、町内在住者と町外転出者の双方に共通して、「雇用」、「交通」、「生活利便性」が課題となっています。

本町の強みである自然環境や住環境、生活コストの良さを生かしつつ、雇用の充実や生活基盤の整備が求められます。

特に、若年層や子育て世代が本町で暮らし続けられるよう、働く場の確保、交通アクセスの改善、地域参加の促進を重点的に取り組む必要があります。

5. 前期計画の課題の整理

前期計画の評価・検証を行い、基本目標ごとの主な課題を整理しました。

基本目標1 安全・安心でやすらぎを実感できるまち【暮らし安全・環境】

- 防災意識の浸透が十分でなく、住民一人ひとりの「自助」「共助」を高める取組が必要です。
- 備蓄する食料・飲料の定期的な更新や移動式トイレの導入など、避難所の施設整備の充実が求められます。
- 高齢ドライバーの増加に伴う交通安全対策や、特殊詐欺など消費者被害防止への啓発活動も一層求められています。
- 消防団員の減少や火災予防活動の不足も深刻であり、防災土育成など防災力の底上げが必要です。

基本目標2 変化の時代を生き抜く力を育み、ともに学び続けるまち【教育・文化】

- 教育現場では、多様な教育ニーズに対応する仕組みづくりが課題であり、学校の教育力強化や教職員の働き方改革の推進が不可欠です。学校や社会教育施設の老朽化も進行しており、適切な更新や改修が急務となっています。
- 生涯学習活動・スポーツ活動について、だれでも参加しやすいプログラムの実施やさらなる参加促進に向けて周知が必要です。
- 地域の歴史的・文化資源を活用した教育・文化事業を継続的に展開し、町の魅力向上につなげていくことが求められています。

基本目標3 だれもが健康ではつらつと暮らせるまち【子育て・保健・福祉】

- 医療機関との連携による健診体制の利便性向上や、自殺対策に関する人材育成・啓発活動の充実が求められます。
- 高齢者の社会参加促進や介護人材不足への対応も重要であり、ICTやAIの活用を進める必要があります。
- 子育て分野では、妊娠期から就学期まで切れ目のない支援体制の充実が求められます。
- 障がい者の地域移行の促進や一般就労への移行に向けて、相談支援体制の充実や社会資源の基盤整備が求められます。
- 地域福祉の分野では、多様な団体と連携した包括的支援体制の構築が求められます。

基本目標4 認め合い、支え合い、笑顔あふれる共生のまち【人権・協働】

- 人権研修の実施率が低下しており、多様な人権課題に対応する教材や啓発活動の拡充が必要です。また、人権啓発大会などの参加者が減少しており、広報の強化や魅力的な企画が求められます。
- 男女共同参画の推進はコロナウイルス感染症の影響で停滞し、女性登用の取り組みも十分ではありません。
- 地域の人材づくりでは、若年層や子育て世代の参画不足が課題であり、多様な主体が参画できる体制づくりを進める必要があります。

基本目標5 美しい自然と調和した快適で豊かなまち【都市・生活基盤】

- 町営住宅の老朽化と空き家対策は喫緊の課題であり、居住水準の向上と空き家の抑制・利活用・除却で地域の安全と活力の維持が求められます。
- 人材不足や財源不足を踏まえ、橋梁・道路の健全化について優先度をつけて計画的に維持し、安全確保と通行機能の確実な確保、災害・事故リスク低減、地域の利便性と経済活動の基盤強化が求められます。
- 和気駅を含む公共施設では段差、老朽設備、案内不足、駅構内にエレベーターがないことが課題であり、早急なエレベーターの設置、だれもが使える動線整備、情報提供の充実、設備更新が求められます。

基本目標6 交流が生まれ、活力に満ちたまち【産業振興・交流】

- 農業分野では、従事者の減少や耕作放棄地の拡大が進み、有害鳥獣被害も深刻化しています。
- 商業分野では、人口減少に伴う商圈の縮小により、地域の雇用機会が減少しています。その結果、若者の就労環境や娯楽の場が限られており、定着を図るには企業誘致や起業支援の推進が求められます。
- 観光分野では、通年での誘客体制や情報発信の不足が課題となっています。
- 地域産業の振興においては、中小企業・小規模事業者の支援やDX導入、新事業創出、地域経済循環の強化が必要です。

基本目標7 人口減少社会に対応した、効率的で持続可能な行財政運営【自治体運営】

- 職員の長時間労働や休暇取得の遅れなど働き方改革の推進が不十分であり、DXの推進による業務効率化や住民サービスの改善も十分進んでいません。
- 財源確保と健全な財政運営が引き続き課題であり、限られた人材を生かす効率的な組織運営が求められます。
- 移住を進める上で最大の課題は「住宅不足」であり、空き家の有効活用や分譲地の整備など、課題解決に向けた施策が求められています。
- 関係人口施策による本町への来訪動機の創出やふるさと納税による応援といったファンづくりも求められます。

第 2 部

基本構想

第1章 基本理念

“人と地域が輝き続けるために”次の3つの基本理念を掲げ、今後のまちづくりのすべての施策にわたって大切にしている価値観や基本となる考え方を次のとおり定めます。

安心

すべての住民のいのちと暮らしを守り
安心で快適に暮らせるまちを創る



まちを取り巻く環境がいかに変化しようとも、“やすらぎが一番近くにあるまち”を目指し、すべての住民のいのちと暮らしを全力で守ることを最優先にまちづくりを進めます。

共生

あらゆる世代が 心身ともに健康で
心豊かに人生を謳歌できるまちを創る



あらゆる世代が、それぞれのライフステージにおいて、自分らしく仕事や暮らしを楽しみ、地域の中で支え合って生きる。だれもが、はつらつと暮らせるまちを創ります。

つなぐ

若者世代を軸に
次世代につながる 活気あるまちを創る



様々な自然災害の発災確率の低さから、“穏やかで、心地よい暮らしができる安住の地”を前面に、住み心地の良さをさらに高め、子育て世代に定住地として選んでいただける、未来へつなぐまちづくりを進めます。

第2章 将来像

人と地域が輝く 晴れの国の 和気あいあいのまち

人口減少、少子高齢化が進み、人の暮らし方や働き方が大きく変化し、求められるまちの在り方も変わってきています。

成熟社会を迎えた現在、これまで以上に、「安全・安心と人としての尊厳と生きがいを持って、安寧に暮らせること」が何にも増して求められる時代になってきました。これから本町はすべての住民のいのちと暮らしを守ることを一番大切にしながら、みんなが心地よく暮らせる

“陽だまりのようなまち”

を目指します。



第3章 将来人口

2030年(令和12年)の目標人口

12,000人

人口ビジョンに基づき、第2次和気町総合計画(基本構想)の計画最終年度となる2030年(令和12年)における本町の人口は12,000人を目標として設定します。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、本町の人口は、5年後の2030年(令和12年)には11,794人まで減少するものと予測されています。

総合計画を推進することによって、人口減少の速度を抑制し、推計値より約200人多い、12,000人を目標値とするものです。

第4章 和気町の未来の姿

1. 全体像

2030年(令和12年)の本町は、総人口こそ減少が見られるものの、安全・安心を求める都市部からの若年(20~30代)移住者の増加と、このことに伴う出生率の向上が見られ、世代構成のバランスが好転しています。

2020年(令和2年)、世界を震撼させた新型コロナウイルス感染症によるパンデミックの試練を乗り越え、いのちを守る医療・防災体制と感染症リスクへの対応が整っています。

また、この試練に伴い後期高齢者を含む住民の健康志向の高まりがみられ、健康寿命が長くなっています。

安全・安心を求めて移住、定住した若年世代を中心に、新規就農者やオンラインワーク従事者が増加し、自然の中でゆとりある暮らしを楽しむ住民が増えています。このことが、旧来の住民にも良い刺激となり、様々な技能や知識等を求めて新旧住民が活発に交流し、町が活性化しています。

荒廃が進行していた山林、耕地についても地域住民等による適切な保全活動と森林資源の有効活用などにより、かつてと同じ美しい山河、農地の風景が広がっています。

和気ならではの美しい自然や景観自然が観光資源として生かされ、SNSの有効活用や広域連携により、インバウンドを含めた人の往来が活発になり、片鉄口マン街道を中心としたサイクリングや和気アルプスの登山客でにぎわい、地域経済に好循環が生まれています。

2. ひと

(1) こども

- Society 5.0時代真ただ中の2030年(令和12年)。本町のこどもたちは、目まぐるしく変化する社会を自立的に生き、周りの人と協働しながら社会の形成に参画するための資質・能力を確実に身につけています。
- 学校では、多様な願いを持つこどもたち一人ひとりが大切にされ、1人1台のタブレット端末を必須アイテムとして使いこなしながら、「公正に個別最適化された学び」「創造性を育む学び」が行われています。
- 学校と地域とが目標・ビジョンを共有し、一体となって特色ある教育活動を展開していく「コミュニティ・スクール」が定着しています。園小中(高)を通して「地域とともにある学校」で学ぶこどもたちは、地域・郷土に誇りを持つとともに、様々な手段で地域の魅力を発信するなど、他地域との人的・物的交流を行う力を身につけています。
- 人権教育を基盤に「知・徳・体のバランスのとれた教育」が展開される中、自分も他人も大切にできる「豊かな心」を持ち、互いに認め合い、支え合い、高め合うことができます。そして、自己理解、他者理解、コミュニケーションスキル、感情のコントロール等のソーシャルスキルを身につけ、他者と良好な人間関係を築くことができます。

- 今や、東京への一極集中は過去のものとなり、人々の生活スタイルや価値観に大きな変化が生まれるとともに、子どもたちのなりたい職業も10年前とは様変わりしました。しかし、「夢」や「目標達成に向かう意欲」は時代を超えても変わらない人生の原動力です。他者(友人や教員、地域住民、世界中の人々)との直接・間接的な関わりの中で、自らの適性に気づき、能力を伸ばしながら、夢に向かって変化の時代を強くしなやかに生きています。
- 本町で少年、少女時代を過ごした子どもたちは、たとえ本町を離れても、遠くからふるさとを思い、支え、心のよりどころとするとともに、また帰りたい、町の発展に寄与したいという心情が培われています。

(2)子育て世代

- 妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を受けることができます。ボランティア母子サポートサービスが町内の高齢者などにより構築されており、希望すればすべての子どもが低コストで保育施設を利用でき、安心して働くことができます。
- 町の啓発等により、妊産婦に対する敬愛の精神が芽生え、町ぐるみ、地域ぐるみで出産、子育てを支援する意識が高まっています。

(3)高齢者

- 本町独自の高齢者の健康寿命延伸施策により、健康保持の意識が高まり、生活習慣の改善が図られ、現役で活躍する後期高齢者の割合が平成時代に比べ、倍増しています。また、在宅医療と介護の連携が円滑になったことから、住み慣れた地域で生涯にわたって、不安を感じることなく、生き生きと心地よい暮らしができています。
- 平成の時代までの後期高齢者と異なって、70歳代でも現役で農業や自営業ばかりでなく、様々な仕事に従事し、稼ぐ人が消費活動を支えています。また、後期高齢者になっても、元気にボランティア活動やゴルフ等のスポーツ活動に勤しんでいる人が多くなっています。
- こどもや若い世代に様々な技術や知識の提供機会ができており、若い世代は、町を維持するための歴史や伝統を習得し、郷土に対し、ますます愛着を深めるとともに、高齢者はいくつになっても尊厳と生きがいを持って暮らせています。
- 災害時、独居の高齢者世帯や障がい者の世帯等の要支援世帯は、行政区内において、複数の支援者のマッチングが行われています。また、行政区内で、有事に避難する際の避難所運営及び避難者確認ルールが構築されており、だれ一人取り残すことのない万全の救援体制が構築されています。
- 団塊の世代が80代になって、免許返納者が増加し、交通弱者が増えていますが、ICTやAIの技術の進歩により、新たな安全で安心なスマートモビリティが確立され、自由な移動が可能になっています。

3. 暮らし・まちの様子

(1) 暮らし

- すべての住民が、地域の中でつながり、互いを尊重しながら助け合って、暮らしています。
- 働き方改革により、リモートワーク、テレワーク等が進化し、働き方や働く場の選択肢が多くなり、若い世代や女性が働きやすい配慮の行き届いた職場が増えています。
- 快適な生活環境のもと、女性や若者、高齢者、障がい者等、すべての住民がお互いの人権や尊厳を大切に、支え合い、生き生きと自分らしく暮らしています。
- 災害や犯罪に巻き込まれる不安を感じることなく、穏やかな暮らしができています。
- まちの各地へ移動する手段があり、便利に生活できています。
- まちの自然や歴史、文化が世代を超えて大切に引き継がれ、親しみを持たれています。
- 老若男女ともに、気軽にスポーツに親しむ人が増えて、心身ともに健康に暮らしています。
- 大部分の農業従事者の年齢が80歳代に達し、農地の荒廃が加速することが懸念されていましたが、スマート農業の普及による、作業負担軽減や、移住者への圃場貸与制度の創設や有機農業・園芸作物づくりの推奨などによって、荒廃農地の拡大には至っていません。

(2) まち

- 市街地、集落、通学路とも、まちの灯りが格段に増え、かつての“田舎の夜は暗くて怖い”というイメージは払しょくされています。また、市街地、集落の水路は転落防止の防護柵が設置され、安全度が高まっています。
- 旧来の公共交通に改良が加えられ、自宅までのラスト1マイルの補完ができており移動にかかる利便性が大きく向上しています。
- 1965年代(昭和40年代)～1975年代(昭和50年代)に集中して整備された公共施設や交通安全施設、街路灯などの耐用年数が集中しましたが、計画的な更新や長寿命化の措置により、対応できています。
- 町で起こりうる災害(ため池、急傾斜地崩壊対策等)の計画的な防災、減災対策が進み、いつまでも住み続けられる、強さとしなやかさを備えたまちになっています。
- 町の辺縁部(の集落コミュニティ)まで、移動販売車が運行しており、品物を選んで買える、買い物の楽しさを味わうことができます。
- 公共施設が適切に(統合)配置され、すべての住民が健康で文化的な生活を享受しています。
- 町内の主な1級、2級河川の河床が土砂の堆積により、豪雨時に洪水の発生が懸念されていましたが、国県の計画的な浚渫工事の実施により、安全が保たれています。
- 山林等に隣接する町道等の上空へ樹木が張り出し、通行の障害となりつつありましたが、計画的な伐採等の実施により、安全が保たれています。
- 国道、県道等の沿道へ町花、町木に指定されている桜、藤が計画的に植栽されるとともに、住民の住宅へも、苗木の配布事業により、植栽が進められ、「桜と藤の町」のPRにより、内外に広く認知されています。また、片鉄口マン街道には、桜、藤のほか、四季を彩る樹木や草花が計画的に植栽され、サイクリングやウォーキングの名所として町内外の人に利用され、県内有数のサイクリングコースとして親しまれています。

第5章 財政・土地利用

1. 財政の見通し

人口減少、少子高齢化が進行する中、将来にわたり持続可能な財政運営を行うためには、財源の確保に最大限努めるとともに、事業の選択と集中を図り、歳出を最大限抑制する取組が必要となります。

歳入では、住民税を中心とする地方税は、人口急減による労働人口の減少により、今後減収が予想されます。国庫補助事業の活用、自主財源の確保、使用料の見直しによる適正な受益者負担の推進などの財源の確保策を講じていく必要があります。

歳出では、超高齢社会を迎えることによる社会保障費のほか、公共施設や都市基盤施設の老朽化の進行により維持管理費及び更新費用など財政需要の増大は避けられない状況となっています。

インフラ施設の長寿命化対策による投資的経費の平準化、費用対効果による事務事業の見直し、適正な人員管理など、歳出の抜本的改革を図っていく必要があります。

2. 土地利用の基本方針

(1) 土地利用の基本的な考え方

土地は、限りある貴重な資源であり、私たちの生活や産業活動の土台となっています。このため、自然環境との共生や景観の保全、安全性を前提として、開発等は必要最小限に抑えながら活力創出の拠点となるところには積極的な投資を行うなど、メリハリのある土地利用に努めるとともに、コンパクトで合理的な土地利用を推進します。

(2) 土地利用の基本方針

① 定住人口確保のための土地利用の推進

生活利便性の高い都市計画用途地域周辺や、旧町中心地を中心として、低未利用地を活用し、住宅地の整備や、民間活力の誘導、生活環境の充実を図ることで、快適で暮らしやすい住環境を創出します。また、新しい住民を呼び込むための付加価値の高い住環境の整備や企業誘致などにより、定住促進につながる取組を進めます。

② 人口減少を考慮した土地利用への政策転換

各地域・地区のバランスを考慮しつつ、公共施設の効率的な配置等、都市機能を拡散からコンパクト化へシフトチェンジし、人口減少を視野に入れた土地利用を進めます。

③ 自然災害リスクを考慮した安心して暮らせる基盤の形成

災害リスクの高い区域における都市部土地利用の制限を検討するとともに、災害に備えたハード対策とソフト対策による被害を最小限に抑える取組を行います。

イ) ハード施設の整備による防災・減災対策、インフラの戦略的な維持管理

水害、土砂災害等の災害リスクの高い地域におけるハード施設の整備を進め、施設の老朽化に対応するため、戦略的な維持管理を進め、現在のインフラを効率的、効果的に活用します。

ロ) 災害リスクの情報提供と土地利用の誘導等

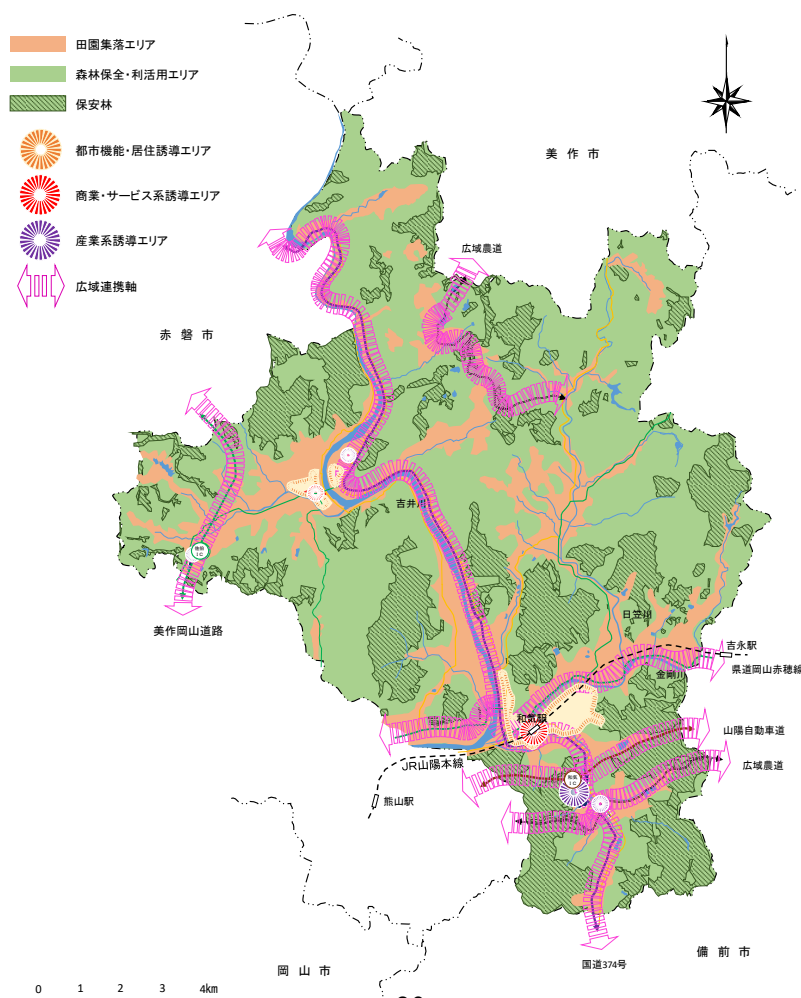
大規模自然災害をハード整備により、すべて防ぎきることは困難なため、災害リスク情報をより分かりやすく伝えることで土地利用の誘導や的確な避難行動へのインセンティブとします。

④ 豊かな自然環境・美しい景観の保全・再生・活用

次の世代へ継承すべき、かけがえのない自然環境や自然条件を有する地域を核として、里地里山の良好な保全や、再生可能な資源の循環的な利活用を図りながら、自然環境の保全・再生を進め、自然と共生した環境にやさしいまちづくりに資する土地利用を進めます。

また、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かす侵略的な外来種への対策や鳥獣被害対策の推進など、生物多様性の確保と人の活動との共生を図るとともに、自然の有する防災力や水質浄化などの力を積極的に利用して、施設整備や土地利用を進めるグリーンインフラの取組を進めます。

<土地利用構想図>



第6章 施策の大綱

第2次和気町総合計画の将来像「人と地域が輝く 晴れの国の 和気あいあいのまち」を実現するため、7つの柱を掲げ、本計画の目標や施策を立案し、取組を推進します。

基本目標1 安全・安心でやすらぎを実感できるまち【暮らし安全・環境】

安全・安心はまちづくりの基本であり、すべての住民の共通の願いです。安全・安心があつてこそ“人と地域が輝く”ことを踏まえ、かけがえのない住民のいのちを守る政策を最優先に、自助・共助・公助による防災・危機管理対策の充実強化により、大規模な災害に見舞われてもすべての住民のいのちを守り、早期に復旧する“災害に強いまちづくり”を進めます。また、安全・安心の視点ばかりでなく、美しい景観や水と緑に恵まれた豊かな環境を将来に継承し、貴重な財産である自然景観を維持していくため、緑の保全と市街地緑化の推進を図り、本町ならではの魅力を感じられるまちづくりを進めます。

また、防犯・交通安全対策等の強化により、住民の生活不安をなくし、安全・安心でやすらぎが実感できるまちを創ります。

基本目標2 変化の時代を生き抜く力を育み、ともに学び続けるまち【教育・文化】

次代を担うこどもたちの豊かな心や主体的に学ぶ意欲を伸ばし、未来社会をたくましく、しなやかに生きる力を育むため、個別最適化された学び、創造性を育む質の高い学びが展開できるよう、ICTを軸とした学習環境や教育環境の整備を進めます。

また、すべての住民が生涯にわたって、生きがいを持ち、豊かな心で生活していくためには、自ら学び、楽しみを見出すことが必要です。そのため、様々な住民のニーズに応える環境づくりとして、学びたいときに学び、成果を生かす場づくりに取り組みます。

さらに、町の歴史にふれ、広める活動や文化活動への参加機会の充実に努め、これらの活動を通じた交流を促進するとともに、だれもが気軽に参加し、楽しむことができるスポーツ、レクリエーション活動を推進し、健康づくりだけでなく、町内外の人との交流や仲間づくりの機会を設けることで、まちの活性化につなげていきます。

基本目標3 だれもが健康ではつらつと暮らせるまち【子育て・保健・福祉】

新型コロナウイルス感染症の経験により、新たな感染拡大が発生しても「新しい生活様式」の普及啓発をはじめ、感染予防対策の徹底と拡大を可能な限り抑制し、住民のいのちと健康を守ります。

子育て中の不安や悩みが解消され、地域の中で、安心して楽しく子育てができるように、妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を確立します。

“人生100年時代”といわれる中、高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で健康に生き生きと暮らすことができるようにします。また、健康管理や病気の予防に関する正しい知識と情報を持ち、住民が自ら主体的に健康づくりに取り組むことができるまちを目指します。

基本目標4 認め合い、支え合い、笑顔あふれる共生のまち【人権・協働】

住民一人ひとりが、互いの多様性や能力を認め合い、尊重し合う意識を醸成することで、すべての人が人として、尊重される地域社会の創造を目指します。また、住民一人ひとりが、「個」を尊重し、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会の実現をはじめとして、あらゆる人が自分の意思で様々な分野に参画できる“包摂的な社会”の実現を目指します。

基本目標5 美しい自然と調和した快適で豊かなまち【都市・生活基盤】

本町は、豊かな水や緑と調和した先進的なインフラを備えるとともに、周辺都市とのアクセス性にも優れています。良好な環境と交通利便性を併せ持つ優位性を生かし、さらに安全で住み心地の良いまちを目指します。

また、超高齢社会の到来による交通弱者の急増に備え、だれもが安心して円滑に移動できるまちを実現するため、公共交通の最適化に努めます。

基本目標6 交流が生まれ、活力に満ちたまち【産業振興・交流】

まちの活力を維持、向上させるためには、農林業や商工業、サービス業など、様々な産業の均衡ある発展が必要です。既存産業が保有する技術を継承しながら、新たな商品やサービスの創造に取り組むことができる環境の整備を図ります。また、農林業や商工業の関係団体との連携により、事業者の経営基盤強化を図るとともに、円滑な事業承継や起業支援、企業誘致等に取り組む、若い世代を中心としたUIターンを促進します。

さらに、循環型システムの確立に向け、高付加価値作物の導入支援や、担い手への農地の集積、新たな技術を活用したスマート農業の実現等に係る取組や、環境保全型林業の振興に係る取組を関係団体との連携により推進します。

観光においては、地域資源の魅力を最大限に引き出し、効果的な情報発信により、国内外からの交流人口の増加を図り、にぎわいと活力に満ちたまちづくりを推進します。

基本目標7 人口減少社会に対応した、効率的で持続可能な行財政運営【自治体運営】

少子高齢化の急速な進行による本格的な人口減少社会の到来や、新型コロナウイルス等の新たな感染症のまん延、大規模自然災害の頻発などにより、経済の縮小と税収等の減少が見込まれる中であっても、地方公共団体は、住民のニーズを的確に捉え、町の特性を生かしながら、複雑多様化する諸課題の解決を自らの判断と責任において取り組んでいく必要があります。

限られた財源の中で、社会経済状況の変化や、多様化し高度化する住民ニーズに対応し、町役場が地域の主要サービス業であるという認識を持って、住民の視点に立ったサービスに努めます。

また、効果的で効率的な行政運営を常に点検し、改善するとともに、近隣自治体等との積極的な連携や機能分担による、共通する様々な行政課題に取り組めます。

第7章 計画推進の基本姿勢

1. 持続可能な行政経営(施策、事業の選択と集中)

予測を上回る速度で進行する人口減少・少子・超高齢化は、町にとって税収が減少する一方で、社会保障費の支出が増大するなど、地方行財政に深刻な影響をもたらすとともに、働き手の不足による町の活力の低下から、さらなる行財政運営の悪化を招くといった負のスパイラルに陥ることが懸念されています。このような事態を回避するため、多様な行政サービスは維持しつつ、地方自治体の最大の使命である、住民の“いのち”を守ること、そして活力あふれる持続可能な地域社会を維持するため、住民の健康寿命の延伸と若い世代を誘引するための施策を重点的に実施し、町の人口構成の均整化を図り、様々な“担い手”の確保や税収の安定化などの好循環を生み出すこととします。

2. 参画と協働のまちづくりの推進

本町では、これまでも「和気町助け合いのまちづくり条例」の趣旨に則り、パートナーシップを築いて協働社会の構築に努めてきました。少子高齢化により、地域社会の担い手となるべき世代が急速に減少する見込みとなるなど、社会保障費の急増や、地域社会の活力低下が懸念されます。このような中であって、公共サービスを維持し、まちの魅力を高めていくために、町政情報を積極的に公開し、住民や各種団体、企業、学校、行政など、まちづくりを担う各主体が同じ目線で、地域課題の解決のために協働・連携して、取組を進めることができるように努め、町条例に謳う「人情あふれ、活力に満ちた住みよい和気町」の実現を目指します。

3. 総合計画の進行管理について

本計画の実効性を担保するため、計画に記載している個別施策・事業で定めた目標の達成状況を検証し、その結果を事業の実施方法の改善等に反映させることで、取組の成果を最大化するためにPDCAサイクルを構築し、計画の進捗管理を行います。

なお、社会情勢の変化や制度改正等、さらには目標値の達成状況等を勘案し、最適な指標や目標値への変更を検討することとします。

総合計画に掲載されている施策・事業を適切に実施するため、進捗状況の進行管理の具体的仕組みを構築する必要があります。実施計画については、毎年内部での進捗状況の評価、事業改善・計画見直し、計画の再作成を行います。

(1) 基本的な進行管理について 【2026～2030年度(令和8～12年度)】

【PDCAサイクル】

◆P(Plan=計画) 総合計画(総合戦略)の策定

振興計画審議会を設置し、総合計画(基本構想・後期基本計画)及びまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するとともに、各年度において実施計画を策定し、具体的な取組や事業を示します。

◆D(Do=実行) 取組・事業を住民・町の協働で実行する

本町は、基本構想に謳う町の将来像や基本計画における基本目標の実現に向けて、取組・事業を実行するとともに、住民や地域、関係団体、事業者などまちづくりに関わるすべての主体が連携し、それぞれの役割を担うことで、協働して取組・事業を実行します。

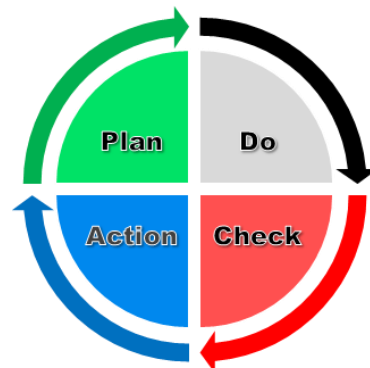
◆C(Check=評価・検証) 客観的な行政評価・検証の実施

実施した取組・事業について、行政内部での評価を行うとともに、住民や各種団体、学識経験者などで構成する附属機関(有識者会議)等を設置し、多様な視点・立場から計画の進捗状況や効果を検証します。

◆A(Action=改善・見直し) 次年度の取組・事業や実施方法を改善する

政策・施策の達成状況や取組・事業の進捗状況、住民アンケートに基づく住民の意向、附属機関(有識者会議)等における意見等を踏まえ、次年度における行動計画の策定や施策の実施方法の見直し・改善を行います。

【PDCAサイクルイメージ図】



(2) 外部委員による実施計画の評価・検証について 【2028年度(令和10年度)】

2028年度(令和10年度)には、附属機関(有識者会議)等における検証を行い、内部評価と併せて外部評価による進捗状況の検証を行います。ヒアリングなど住民の意向を踏まえた実施計画となるよう計画の改善を行います。

(3) 次期総合計画の策定に向けての評価・検証について 【2029、2030年度(令和11、12年度)】

2029年度(令和11年度)には、第3次総合計画の策定準備に取り掛かり、住民アンケート等を実施し、各分野の事業に対する住民満足度を把握します。また、計画を構成する基本的な単位である基本施策の検証を行います。和気町振興計画審議会を開催し、担当部署が作成した内部評価シートを基に、審議会委員による評価を取り入れ、計画策定に反映させます。

2029年度(令和11年度)	アンケート他、資料作成、計画策定方針等 決定
2030年度(令和12年度)	KPI検証、審議会等、計画策定

【進捗状況の評価の方法】

住民アンケートに基づく「住民満足度調査」と、定量的・客観的で分かりやすい「客観指標評価」を用いて、両面から基本計画の進捗状況の評価を行います。

① 住民満足度調査【2029年度(令和11年度)】

基本計画における各分野の「施策目標」の現状について、住民がどのように感じているかを尋ねる、住民満足度調査を実施し、その結果に基づいて5段階評価を行います。

② 行政の客観指標評価【2030年度(令和12年度)】

基本計画に掲げている「施策目標」の実現に向け、達成度を測る指標を設定しています。各担当部局において設定した目標の達成状況から自己評価を行います。

③ 総合評価【2030年度(令和12年度)】

①住民満足度調査と、②行政の客観指標評価を踏まえ、「施策目標」にどれだけ近づいているか5段階評価を行います。

④ 総合計画審議会の意見【2030年度(令和12年度)】

事前に行政内部で検証分析した内部評価を基に、審議会において分析結果を諮り、最終的な進捗状況の評価を行います。

<具体的スケジュール>

月	(1)2021年度(令和3年度) ～2030年度(令和12年度)	(2)2029年度(令和11年度) 外部委員評価による計画改善及び 住民満足度調査の実施	(3)2030年度(令和12年度) 外部委員評価による計画改善及び 住民満足度調査の反映
4月	事業実施(Do)		
5月	行政内部で進捗状況の評価 (Check)	行政内部で進捗状況の評価 (Check)	行政内部で進捗状況の評価 (Check)
6月			計画の骨子案の作成
7月	有識者会議による総合戦略評価 (Check)	有識者会議による総合戦略評価 (Check)	総合計画審議会での評価の検証 (Check)
8月		住民満足度調査(住民アンケート)の実施 統計資料のとりまとめ	WSの実施
9月			総合計画審議会での評価・検証とりまとめ
10月	事業改善・見直し(Action)		次期計画の見直し、素案(Action)
11月			総合計画審議会での計画の検証(Check)
12月			パブリックコメントの実施及びとりまとめ
1月	実施計画の再作成(Plan)	実施計画の再作成(Plan)	次期総合計画の再作成(Plan)
2月			
3月			

※毎年 PDCA を確認
※3年ごとに実施計画を更新

※計画の進捗確認及び更新資料の作成
※住民アンケート等の実施

※10年ごとに総合計画(基本構想)を更新
※5年ごとに基本計画を更新

第 3 部

人口ビジョン

第1章 人口ビジョン

1 人口ビジョンの概要

(1) 策定の趣旨

2014年(平成26年)に、国において、地方創生と人口減少克服を趣旨とした、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されました。

本町においても、2015年度(平成27年度)に「第1期和気町人口ビジョン」を策定し、将来に与える影響やそれにより生じる課題等の分析を行い、目指すべき将来の方向性を示しました。

その後、2019年(令和元年)に国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」の改訂に合わせて、2020年(令和2年)度に「第2期和気町人口ビジョン」へと改訂しています。

また、国では2023年(令和5年)には国立社会保障・人口問題研究所による最新の将来推計人口が公表されました。

本町においても、将来推計人口では2070年(令和52年)に5,515人の予測となっており人口減少が進んでいく見込みとなっていることから、人口減少の対策を講じていく必要があります。

このような背景を踏まえ、基本計画の改訂と合わせ、人口ビジョンの見直しを行います。

(2) 人口ビジョンの位置づけ

人口ビジョンは、まち・ひと・しごと創生法に基づく総合戦略の策定にあたり、人口の現状及び将来の見通しを踏まえた上で、まち・ひと・しごと創生の実現に向けた効果的な施策を企画立案するための重要な基礎と位置づけられています。第3期人口ビジョンは、第3期総合戦略の策定に向けて、本町における人口の現状分析・将来人口推計を行い、これまでの人口推移の背景や本町の現状・課題を踏まえて今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すものです。

(3) 人口ビジョンの対象期間

人口ビジョンの対象期間は、国の人口将来推計期間と同様、2070年(令和52年)までとします。なお、国の方針転換や社会経済動向の変化など、人口に大きな影響を与える要因があった場合などにおいては、適宜見直しを行うものとします。

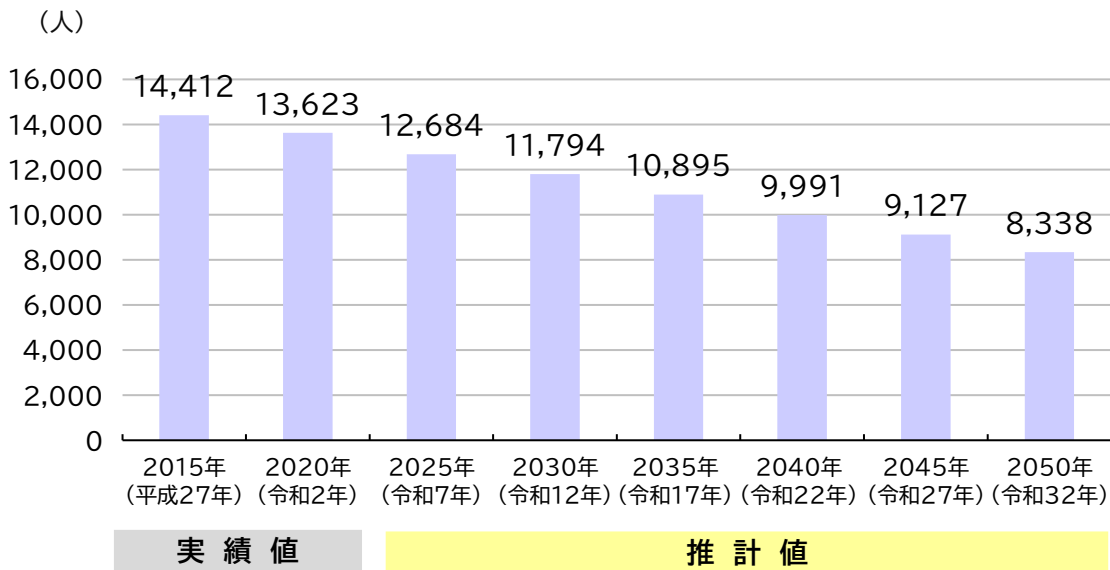
第2章 人口等の現状分析

1. 人口の動向

(1) 総人口の推移・推計

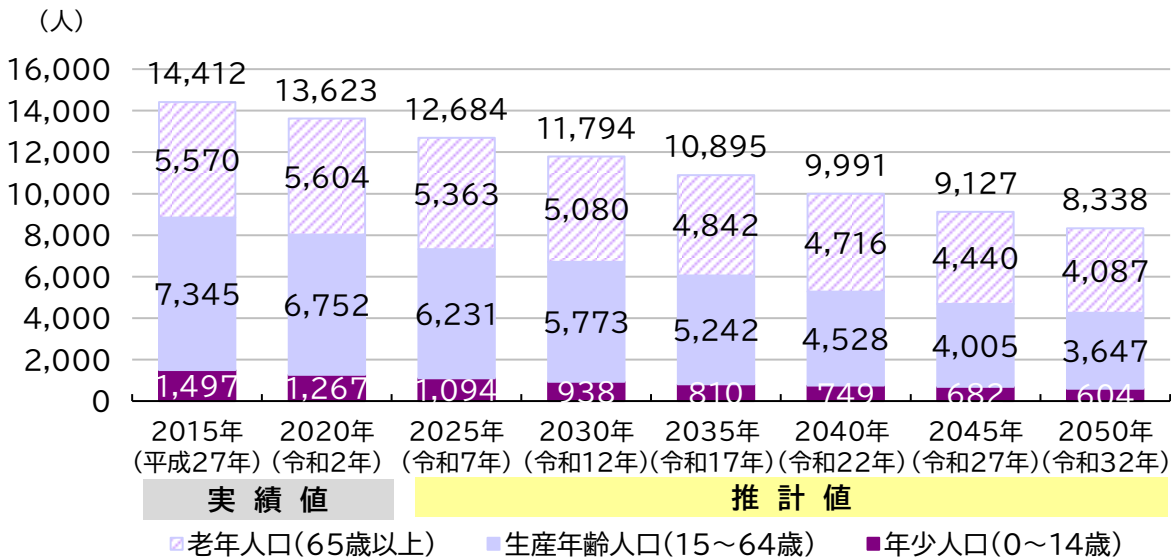
総人口は、2015年(平成27年)の14,412人から減少傾向で推移し、国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という)の推計によると、2050年(令和32年)には8,338人まで減少すると見込まれており、2015年(平成27年)と比較すると、約58%となります。

■ 総人口の実績・推計 ■



資料:実績値 総務省「国勢調査」
推計値 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(2023年(令和5年))」

■ 人口年齢3区分別の長期推計 ■



資料:実績値 「国勢調査」、推計値 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」

(注1)人口の実績値は、年齢不詳があるため総人口と年齢3区分別人口の合計は一致しない。

人口の推計値は、少数点以下を四捨五入して表示しているため、総人口と年齢3区分別人口の合計が一致しない場合がある。

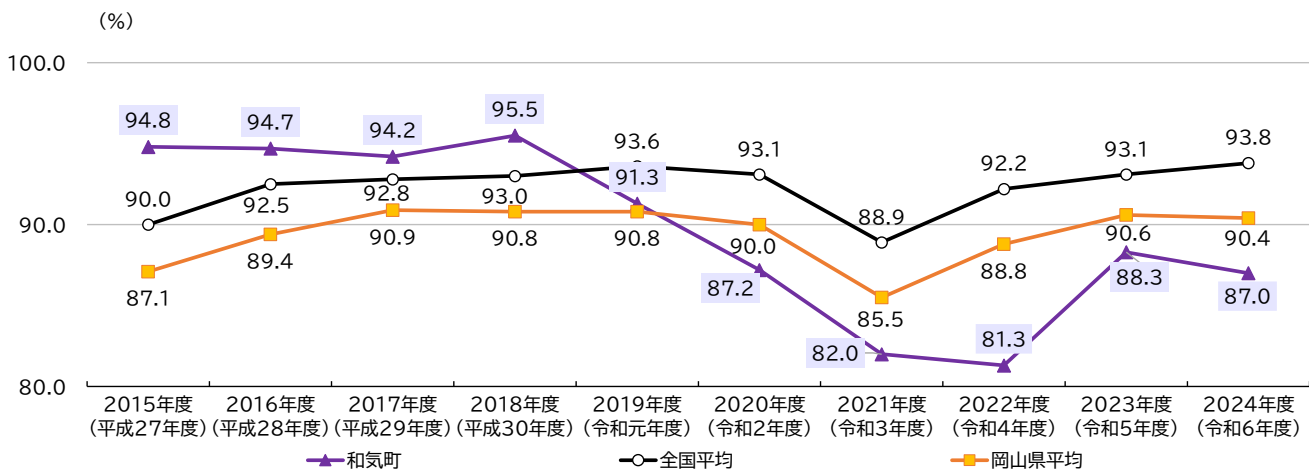
2. 財政の動向

(1) 経常収支比率

経常収支比率は、地方自治体の財政の弾力性を示す代表的な指標で、数値が高いほど硬直であることを意味します。

本町の経常収支比率は、2015年度(平成27年度)以降、ゆるやかに低下してきましたが、2022年度(令和4年度)からやや上昇し、2024年度(令和6年度)は87.0%となっています。

全国平均・岡山県平均はいずれも90%前後で推移しており、本町は平均水準よりやや低い水準で推移しています。



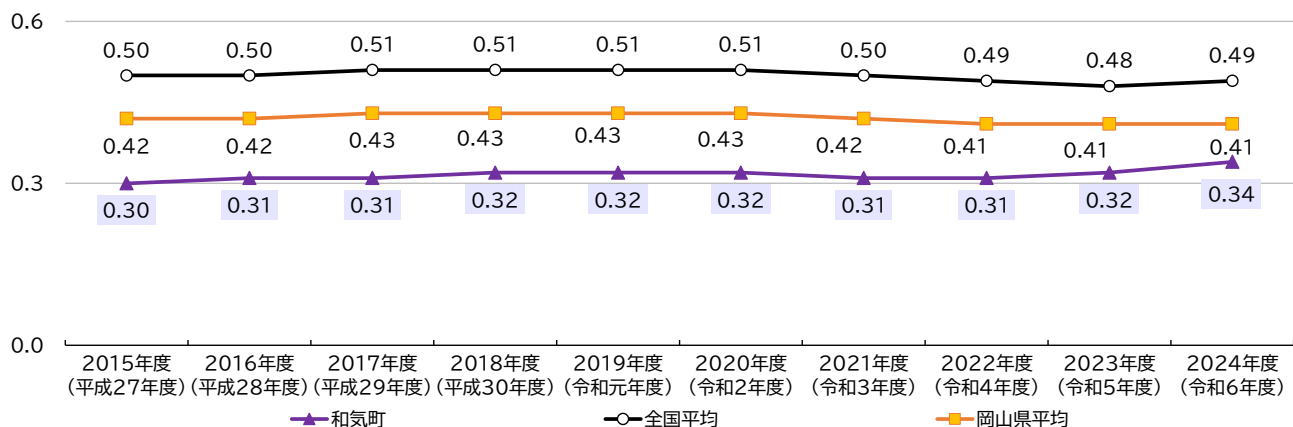
資料:総務省 地方財政状況

(2) 財政力指数

財政力指数は、自治体の自主財源による行政運営能力を示す指標で、1.0に近いほど自立性が高いとされます。

岡山県平均は0.42、全国平均は0.50であるのに対し、本町は0.30~0.34で推移しています。

このことから本町の財政基盤は県・全国水準を下回っており、相対的に脆弱であるといえます。



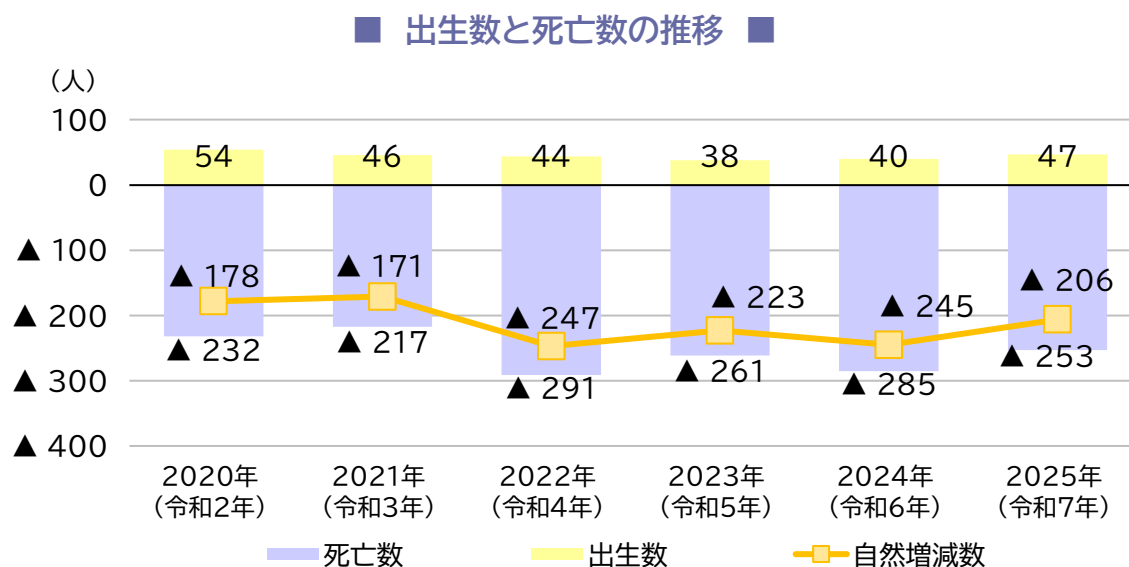
資料:総務省 地方財政状況

3. 将来人口に影響を与える要因の分析

(1) 自然増減

死亡数が出生数を大きく上回る「自然減」が常態化しており、2022年(令和4年)には自然減が247人に達しています。

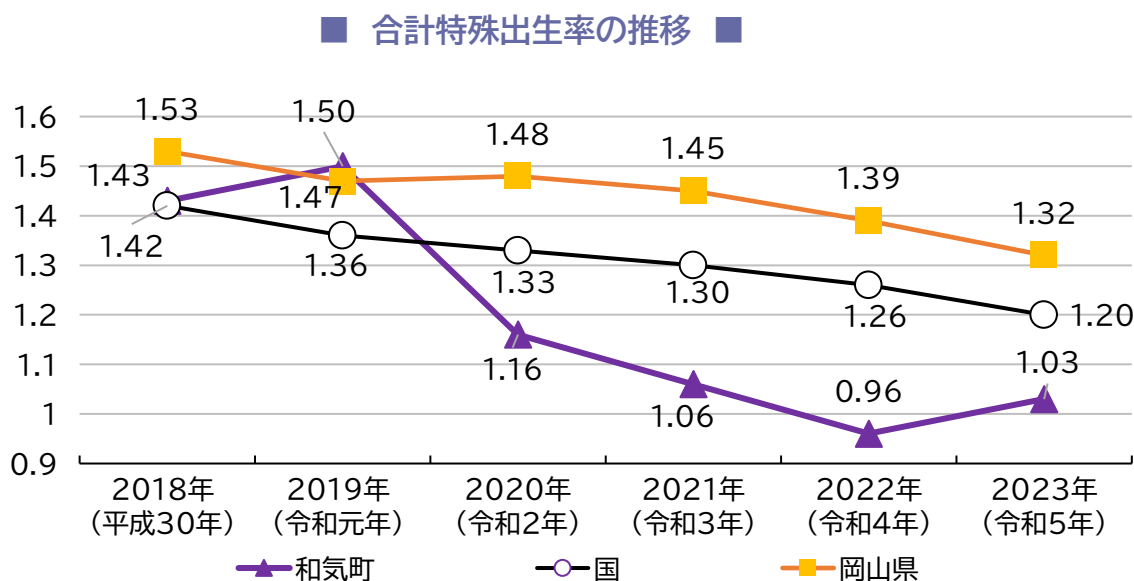
出生数は2020年(令和2年)の54人から2025年(令和7年)には47人となり、ゆるやかに減少しています。



資料: 住民基本台帳

(2) 合計特殊出生率の推移

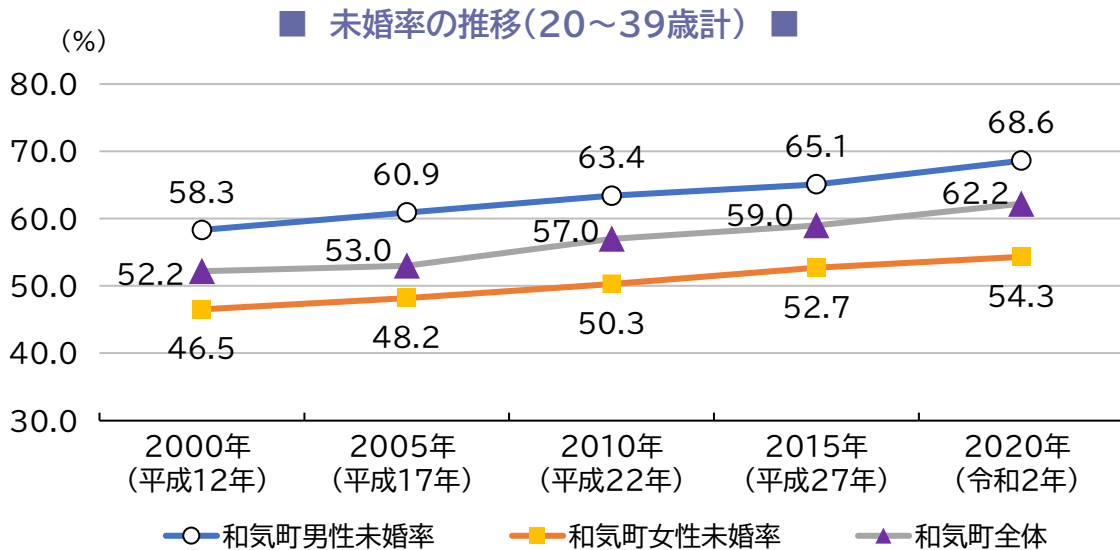
合計特殊出生率は、2019年(令和元年)に1.50と全国を上回る年もあった一方で、2020年(令和2年)以降は減少し、2022年(令和4年)には0.96と全国平均(1.26)を大きく下回る水準となっていますが、2023年(令和5年)には1.03まで微増しています。



資料: 「岡山県衛生統計年報」及び岡山県子ども未来課提供資料

(3)未婚化の進行

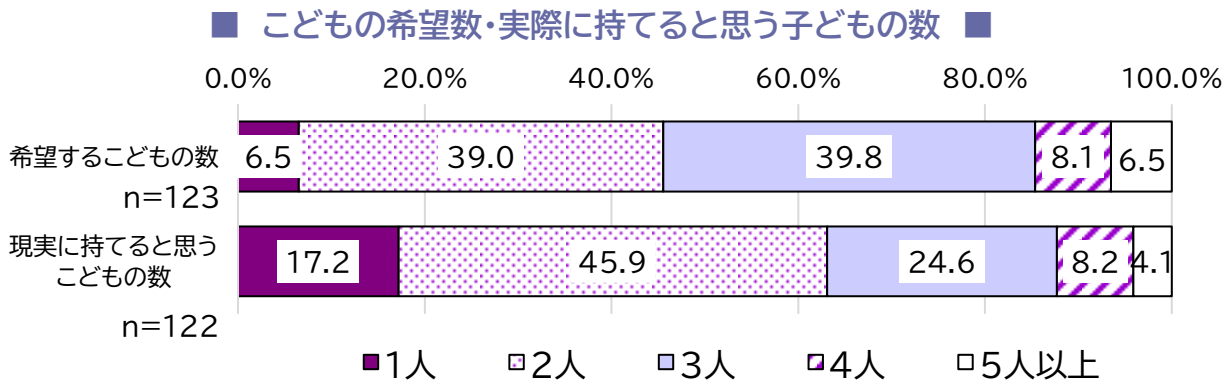
20～39歳の未婚率が年々上昇しており、2020年(令和2年)には男女合計で62.2%に達しています。特に男性は68.6%と全国平均(男性55.9%)より大きく上回っており、未婚化・晩婚化が進んでいることがうかがえます。



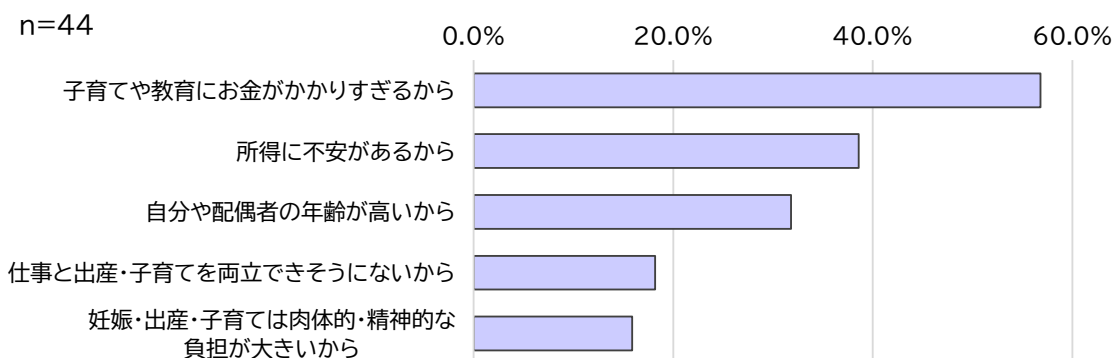
資料:国勢調査

(4)こどもの希望・結婚に対する意識

県が実施したアンケート結果では、こどもの希望数は3人が最も高いですが、実際に持てると思う人数は、2人が最も高くなっています。理由としては、子育てや教育、所得への不安による経済的な理由によるものが上位を占めています。



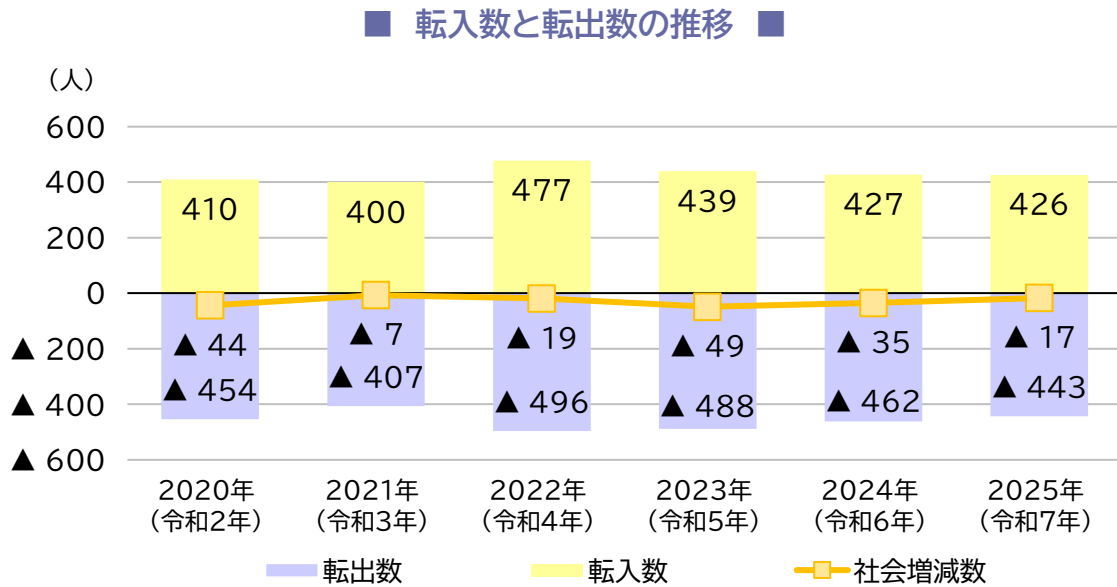
■ こどもを希望する人数より、現実には少ない理由(上位5つ) ■



資料:結婚、出産、子育てに関する県民意識調査(令和5(2023年))

(5)社会増減

2020年(令和2年)以降、毎年転出者数が転入者数を上回る「社会減」が続いており、毎年の転出超過となっています。

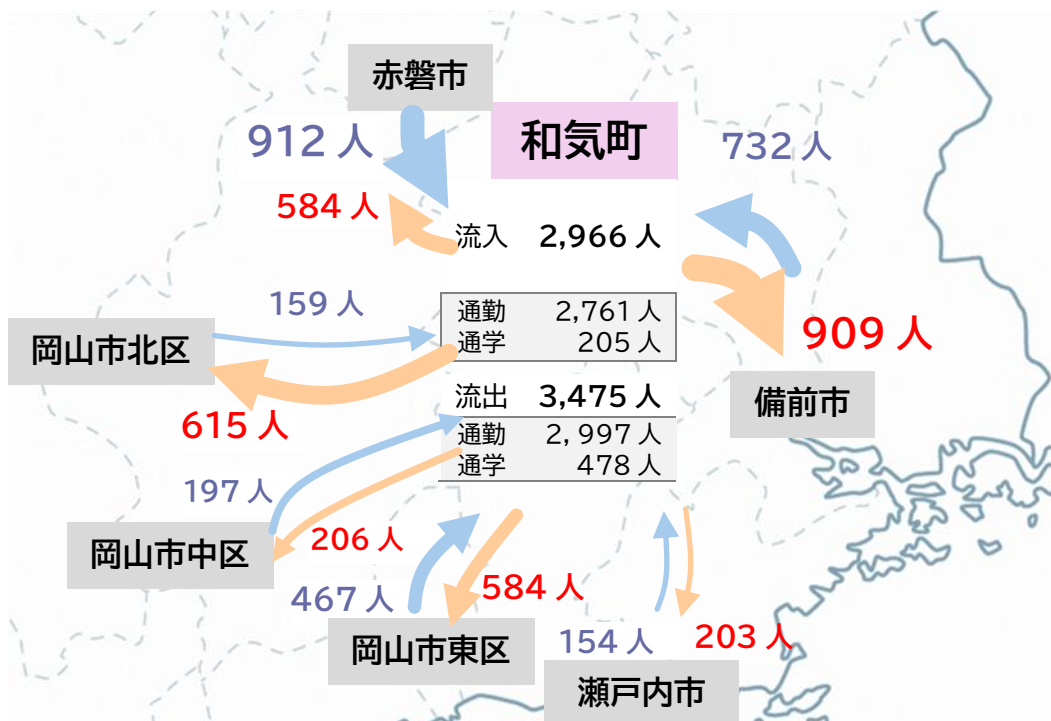


資料:住民基本台帳

(6)通勤・通学先の状況

流入者2,966人に対し流出者は3,475人であり、特に岡山市北区や備前市への流出が多い一方、赤磐市からの流入が多いことが特徴です。通勤者が大半を占めており、地域間の人的移動が活発であることがうかがえます。また、通学者においても町外への流出が多くなっています。

■ 主な市町村との就業・通学状況(2020年(令和2年)) ■



第3章 目指すべき将来の方向

1 基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

本町の人口は、近年、出生数の減少や転出超過により減少傾向が続いています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2050年(令和32年)には8,338人まで減少する見込みであり、2020年(令和2年)の13,623人に対して、約6割にまで縮小すると見込まれています。

人口減少の一つの要因である転入・転出の状況をみると、転出数が転入数を上回る状態が続いており、年間おおむね50人前後の「社会減」となっています。特に20代から30代の若年層の転出が多く、就職や進学による町外流出が考えられます。

結婚や出産に関しては、未婚率の上昇や出生率の低下が顕著であり、2022年(令和4年)の合計特殊出生率は0.96と、全国平均(1.26)や県平均(1.39)を大きく下回りましたが現在は下げ止まっています。

その一方で、近年は子育て世代、60代以上のシニア層の転入もみられ、これまで都市圏を中心に展開してきた移住・定住プロモーションの成果であり、一定の効果を上げているといえます。今後は、これらの成果を確実な定住につなげるとともに、町外からの転入希望者に対する住環境や生活基盤の整備を一層充実させることが重要です。

以上のことから、本町が人口減少と少子高齢化の進行に対応していくためには、若年世代に向けた結婚・出産・子育て支援をより一層充実させるとともに、「たとえ転出していてもいつか帰ってきたい」、町外から「住みたい」と思える魅力的な環境づくりを進めることが求められます。具体的には、こどもに最善を尽くす支援施策の充実、空き家等を活用した住まいの受け皿整備、安心して子育てができる地域づくりを一体的に進めることが重要です。

以上の考え方を基本として、本町では次の2つの目標を設定します。

◆2025年(令和7年)から社会増の傾向を堅持する

本町における人口減少問題の最大の課題は20代前半から30代後半までの人口流出です。社会減対策を行うことで、2025年(令和7年)以降、社会増の傾向を堅持します。

◆人口の自然減を抑制するため、合計特殊出生率を2025年(令和7年)以降1.51、2030年(令和12年)に1.80を目指す

人口の自然減を抑制するためには出生数を増加させる必要があります。若い世代の結婚・出産・子育ての不安を払しょくすることで、本町の合計特殊出生率を上昇させることを目指します。具体的には、2025年(令和7年)に「合計特殊出生率1.51(第2期和気町まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標)」を達成した後、2030年(令和12年)に「合計特殊出生率1.80(国の第四次少子化社会対策大綱の目標)」を達成することを目指します。

(2) 施策の方向性

「(1)基本的な考え方」の2つの目標を実現するため、本町が取り組むべき施策の方向性を次の2つに整理します。

① 若い世代の人口を増やし、人口年齢構成を改善

これまでの現状分析や将来の見通しを踏まえると、若い世代の人口を増やすことで出生数を上昇させ、人口年齢構成の改善を図ることが急務です。そのため、進学・就労しても本町から通学・通勤できるようにすること、転出した若者が帰ってきてやすい環境づくりを進めることなど、若い世代の流出防止や流入促進のための施策を充実させます。

② 若い世代の結婚・出産・子育ての希望を実現

子育て中の不安や悩みを解消し、地域の中で安心して子どもを産み育てることができるよう、結婚、妊娠、出産、子育てまで切れ目ない支援を行い、出生率を向上させます。

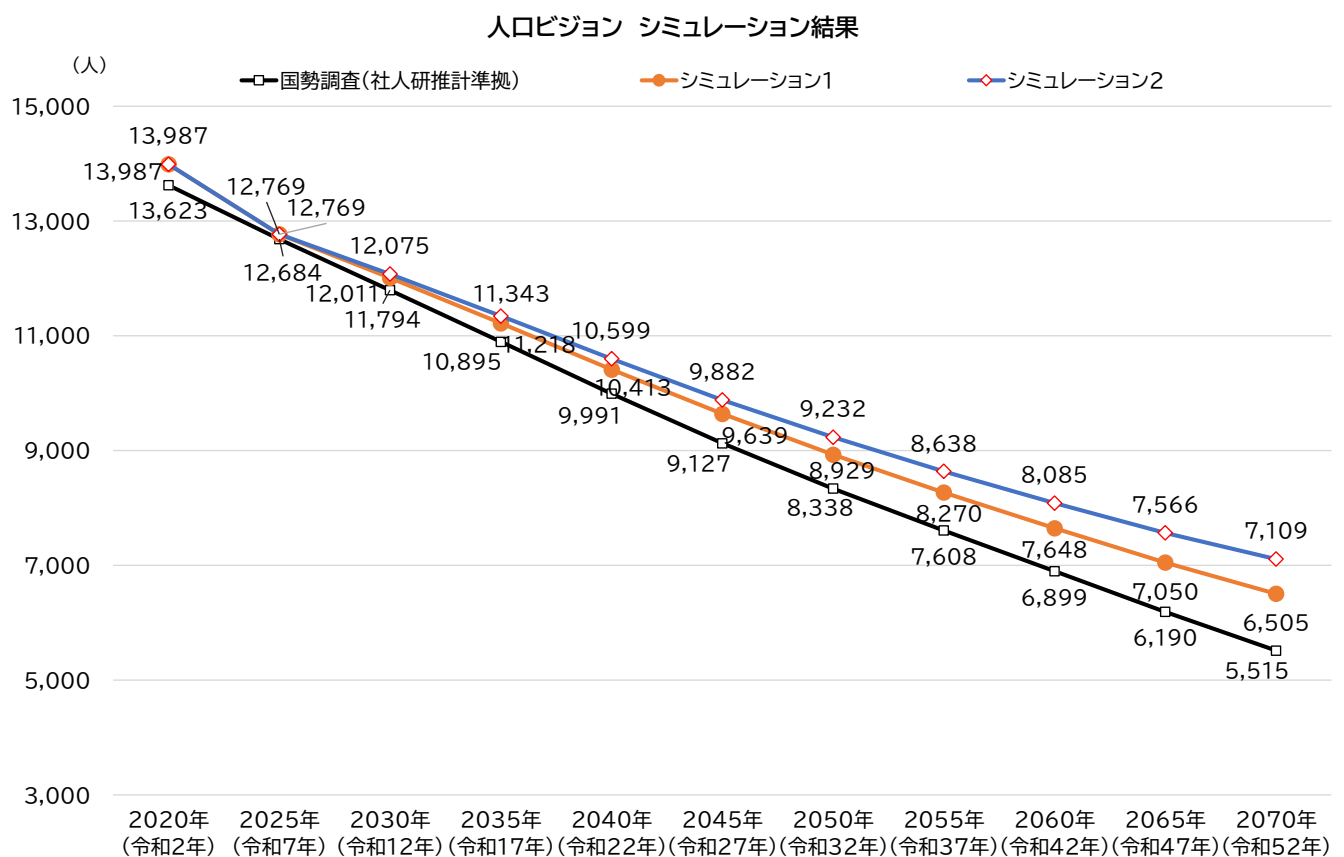
2. 人口の将来展望

(1) 将来の人口展望

目指すべき将来の方向、人口減少対策を講じた場合の合計特殊出生率及び社会移動率の条件を前提として、本町の人口を次のとおり推計します。

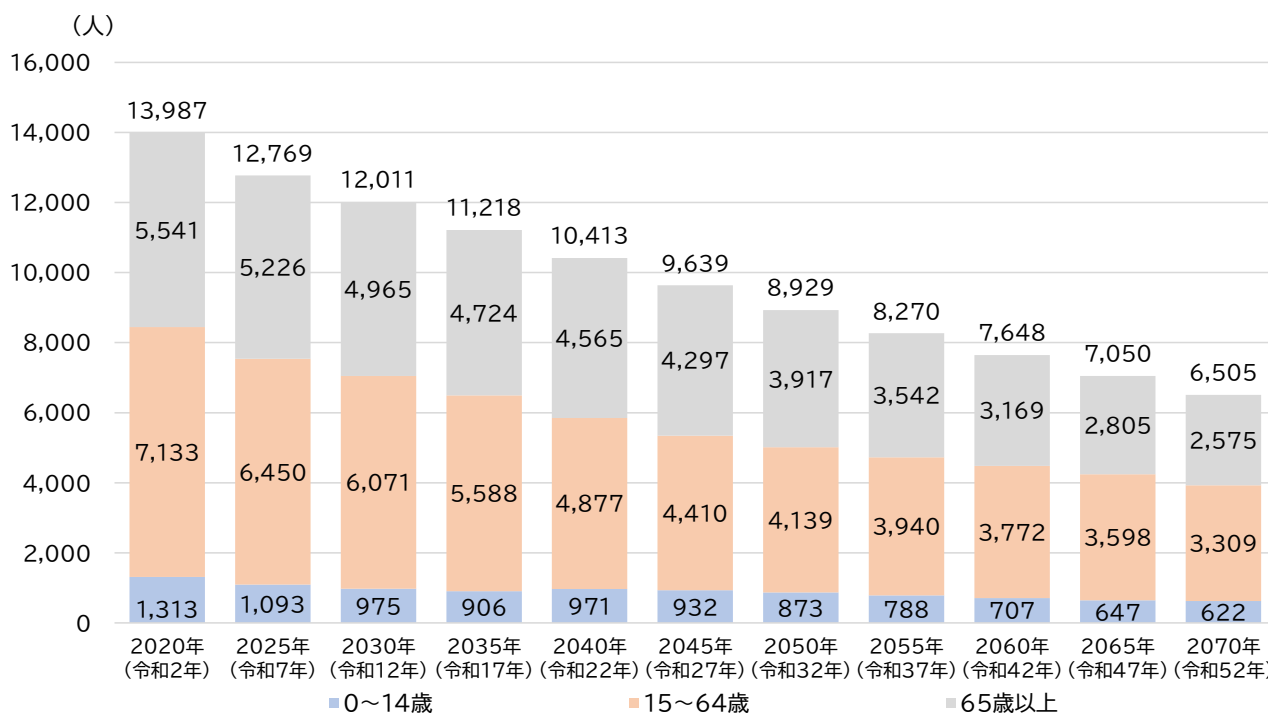
シミュレーション1	<ul style="list-style-type: none"> ●2025年(令和7年)に「合計特殊出生率 1.51」を達成し、その後も「合計特殊出生率 1.51」を維持 ●2025年(令和7年)に転入数と転出数が均衡「±0」、それ以降も均衡状態が継続
シミュレーション2	<ul style="list-style-type: none"> ●出生率が2025年(令和7年)に「1.51」、2030年(令和12年)に「1.80」まで上昇し、その後も「1.80」を維持 ●2025年(令和7年)に転入数と転出数が均衡「±0」、それ以降も均衡状態が継続

■ シミュレーション結果 ■



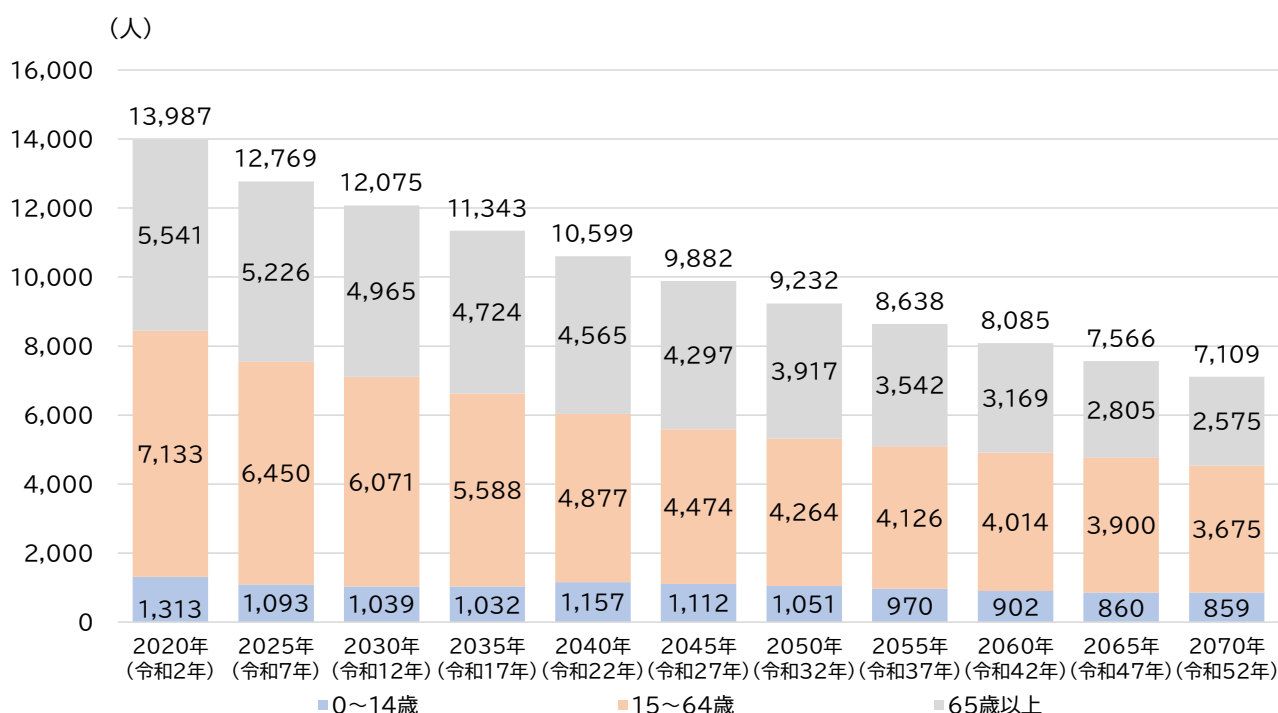
■ シミュレーション1(年齢3区分) ■

総人口は2070年(令和52年)には6,505人と推計され、2020年(令和2年)時点より、7,482人減少する予測となっています。転入、転出を考慮しないことにより、社人研推計より、990人の人口減少を抑えることとなります。



■ シミュレーション2(年齢3区分) ■

総人口は2070年(令和52年)には7,109人と推計され、2020年(令和2年)時点より、6,878人減少する予測となっています。合計特殊出生率を引き上げることにより、シミュレーション1より、604人の人口減少を抑えることとなります。



(2) 和気町が目指す人口目標

前期計画では、2030年(令和12年)に12,500人を人口目標としていましたが、シミュレーション1、2の結果のとおり、2030年(令和12年)には、12,000人前後の予想となっています。合計特殊出生率の低下や自然減、社会減など人口減少は避けられない状況にあります。以上のことから、人口目標を2030年(令和12年)に12,000人を維持することを目標として再設定します。

人口減少に歯止めをかけるため、本計画及び総合戦略を推進し、転入促進の取組、結婚・出産・子育て支援策のさらなる充実を図っていきます。

【目指すべき施策の方向性】

- ① 若い世代の人口を増やし、人口年齢構成を改善
- ② 若い世代の結婚・出産・子育ての希望を実現

2030年(令和12年)の目標人口

12,000人

第 4 部

後期基本計画

第1章 計画策定の趣旨

本計画は、基本構想に掲げる将来都市像の実現に向け、前期計画期間中の取り組みの成果や今後の課題などを把握するとともに、その具体的な方向性を示すための基本指針として策定するものです。

2020年(令和2年)度に策定した前期計画の計画期間中においては、人口減少・人口構造の変化をはじめ、AIやDXのデジタル技術を取り巻く環境の変化、脱炭素社会構築に向けた動き、台風等の自然災害の激甚化など、本町を取り巻く環境は大きく変化し、住民が抱える課題やニーズも複雑化・多様化しています。

このような社会情勢の変化や前期計画の5年間の取組の達成状況をはじめとする本町の現状を踏まえ、目指すべきまちの姿を実現するための方策を見直し、より効果的かつ効率的な政策及び施策を構築することを目的に後期基本計画を策定しました。

第2章 構成

本計画は、基本構想で定めた7つの政策分野別に施策をまとめたものです。

政策分野別の施策とは、本町の町政運営を総合的に進めるための基本的な方向性となるものであり、基本構想に掲げている理念や将来都市像等の実現に向けて、「暮らし安全・環境」「教育・文化」「子育て・保健・福祉」「人権・協働」「都市・生活基盤」「産業振興・交流」「自治体運営」の7つの基本目標掲げ、18の基本政策と33の基本施策(政策分野別施策)で構成しています。

また、各分野施策を推進するため、総合戦略の目標や取組とも整合を図るものとして計画を位置づけています。

第3章 政策・施策の体系

1. 施策体系

将来像

基本目標

基本政策

人と地域が輝く
晴れの国の
和気あいあいのまち

基本目標1

安全・安心でやすらぎを実感できるまち

- 1 災害や感染症等に備え、いのちを守る
- 2 穏やかな暮らしを守る安全・安心な生活環境を整える
- 3 地球に配慮した環境にやさしいまちを創る

基本目標2

変化の時代を生き抜く力を育み、ともに学び続けるまち

- 1 こどもたちが、夢や目標を実現するための知識や経験を得られるようにする
- 2 生涯学習やスポーツを楽しむことができるようにする
- 3 歴史的・文化資源や文化を生かした品格(魅力)あるまちを創る

基本目標3

だれもが健康ではつらつと暮らせるまち

- 1 すべての住民の健康保持・増進を全力でサポートする
- 2 安心してこどもを産み、健やかに育てることができるようにする
- 3 高齢になっても住み慣れた場所で安心して暮らせるようにする

基本目標4

認め合い、支え合い、笑顔あふれる共生のまち

- 1 一人ひとりの人権が尊重され、参画しやすい地域社会を創る
- 2 様々な場所や場面で女性が活躍できる社会を実現する
- 3 すべての住民が、まちや人とつながり、その人らしく活躍できるようにする

基本目標5

美しい自然と調和した快適で豊かなまち

- 1 だれもが住みたいと思う魅力のあるまちを創る
- 2 安全で快適な生活基盤を整える

基本目標6

交流が生まれ、活力に満ちたまち

- 1 個性を生かし、能力を発揮して生涯活躍できる環境を創る
- 2 交流により、人が集いにぎわうまちを創る

基本目標7

人口減少社会に対応した、効率的で持続可能な行財政運営

- 1 住民に開かれた健全で持続可能な行財政運営を行う
- 2 人口構成のバランスを改善し、持続可能な活気あふれるまちを創る

第4章 分野別基本計画

分野別基本計画の見方

政策
01 災害や感染症等に備え、いのちを守る 総合戦略

施策①
住民のいのちと暮らしを守る非常時危機管理体制の充実・防疫体制の充実強化

目指す姿



災害や感染症などの危機に対し、迅速・的確に対処できるよう、医療・防災体制が強化され、住民のいのちと安寧な暮らしが守られています。

まちづくり指標

指標名	現状値	目標値 2030年(令和12年)
非常時危機管理訓練開催回数	1回	1回

関連する個別計画
●和気町地域防災計画／●和気町新型コロナウイルス対策行動計画

43

基本政策No.と基本政策名(後期基本計画)です。

基本施策No.と基本施策名(後期基本計画)です。

まちの目指す姿を記載しています。

まちの目指す姿を実現するためのまちづくり指標としてKPIを記載しています。

各施策の取組内容を記載しています。

難しい単語については、用語解説を記載しています。

施策の展開

1 自主防災組織への活動支援

- 大規模な災害による被害を最小限に抑えるため、平常時から自らの命は自分で守る「自助」と、自らの地域は自分たちで守る「共助」に根ざした地域防災力を強化します。
- 地域における防災力強化のため、自主防災組織への様々な補助メニューの提案と支援に努めます。
- 行政区や民生委員等と協力・連携し、要支援者の把握と個別避難計画の作成、支援体制の整備充実に努めます。

2 住民の防災意識高揚のための啓発

- 総合防災訓練や防災講習会を実施するとともに、わがまちハザードマップ、地区防災計画の手引き等の普及を図ることで、各個人が作成に関わる機運を醸成し、住民の防災・減災意識の高揚を図り、災害時の備えを促進します。

3 避難所の資機材の整備及び防災拠点施設・敷地整備

- 大規模災害発生想定での、備蓄物資の物流拠点や発災後の災害廃棄物の集積場所、仮設住宅用地、自衛隊をはじめとするボランティア等の受け入れ拠点のための施設、敷地の選定をします。
- 食料・飲料の定期的な更新や移動式トイレの導入など、備蓄や設備のさらなる充実を図ります。

用語

- 地区防災計画：地域の防災力を向上させることを目的とした、地域住民や事業者が協力して災害に備えるための具体的な行動計画です。



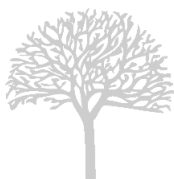
暮らし安全・環境

基本目標 1

安全・安心でやすらぎを 実感できるまち

政策

- 01 災害や感染症等に備え、いのちを守る
- 02 穏やかな暮らしを守る安全・安心な生活環境を整える
- 03 地球に配慮した環境にやさしいまちを創る



災害や感染症等に備え、いのちを守る

施策①

住民のいのちと暮らしを守る非常時危機管理体制の充実・防疫体制の充実強化

目指す姿



災害や感染症などの危機に対し、迅速・的確に対処できるよう、医療・防災体制が強化され、住民のいのちと安寧な暮らしが守られています。

まちづくり指標

指標名	現状値	目標値 2030年(令和12年)
非常時危機管理訓練開催回数	1回	1回

関連する個別計画

- 和気町地域防災計画／●和気町新型インフルエンザ等対策行動計画

施策の展開

1 非常時を想定した危機管理体制の充実強化

- 大規模な災害はもとより、住民の生命、財産を脅かすあらゆる危機を想定した危機管理体制を整備し、「公助」としての十分な訓練等の実施や初動マニュアルの更新・普及に努めます。
- また、新型コロナウイルスをはじめとする感染症等に対応する防疫体制の充実を図り、避難所運営マニュアル等の更新・普及に努めます。

2 危機管理意識の向上

- 災害に対する危機感を住民と共有し、個人・地域・行政で協働し、立ち向かう社会を構築する施策の推進をします。
- 自助・共助・公助が連携して、防災減災対策に取り組むための意識高揚や醸成を目指し、地域防災計画の更新・普及に取り組んでいきます。

3 役場における危機管理対策

- 大規模な自然災害や、多種多様な感染症対策に備えるため、あらゆる危機の発生に対し迅速に情報を収集し、非常時呼出体制を強化充実します。
- 危機管理マニュアルを基に定期的に全職員で訓練を実施し、不測の事態を想定した危機管理対策シミュレーションの取組を行います。

4 新たな感染症に対する対策

- 緊急時に備えた、マスクや消毒液等の備蓄・整備、県・医療機関との連携、感染症を踏まえた避難体制の確立など、感染症に対する危機管理体制の強化に取り組めます。

用語

- 激甚災害：台風や地震などで被害が特に大きいと国が認定した災害です。
- 自助・共助・公助：自助は自分で備え、共助は地域で助け合い、公助は行政が支援します。

施策②

防災・減災対策の強化

目指す姿



住民、地域、町が相互に連携し、自助・共助・公助による地域の防災力、減災力が強化され、様々な災害による死亡者がいません。

まちづくり指標

指標名	現状値	目標値 2030年(令和12年)
防災訓練への参加世帯の割合	19.0%	25.0%
自主防災組織防災訓練開催地区数	0 地区	10 地区
地区防災計画整備地区数	1 地区	10 地区

関連する個別計画

- 和気町地域防災計画

施策の展開

1 自主防災組織への活動支援

- 大規模な災害による被害を最小限に抑えるため、平常時から自らの命は自分で守る「自助」と、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」に根ざした地域防災力を強化します。
- 地域における防災力強化のため、自主防災組織への様々な補助メニューの提案と支援に努めます。
- 行政区や民生委員等と協力・連携し、要支援者の把握と個別避難計画の作成、支援体制の整備充実に努めます。

2 住民の防災意識高揚のための啓発

- 総合防災訓練や防災講習会を実施するとともに、わがまちハザードマップ、地区防災計画の手引き等の普及を図ることで、各個人が作成に関わる機運を醸成し、住民の防災・減災意識の高揚を図り、災害時の備えを促進します。

3 避難所の資機材の整備及び防災拠点施設・敷地整備

- 大規模災害発生想定での、備蓄物資の物流拠点や発災後の災害廃棄物の集積場所、仮設住宅用地、自衛隊をはじめとするボランティア等の受け入れ拠点のための施設、敷地の選定をします。
- 食料・飲料の定期的な更新や移動式トイレの導入など、備蓄や設備のさらなる充実を図ります。

用語

- 地区防災計画 : 地域の防災力を向上させることを目的とした、地域住民や事業者が協力して災害に備えるための具体的な行動計画です。

穏やかな暮らしを守る安全・安心な生活環境を整える

施策①

防犯・交通安全対策の推進

目指す姿



防犯、交通安全対策が地域とともに進められ、犯罪や交通事故に遭う住民が少なく、安心した生活を送るための環境が整っています。

まちづくり指標

指標名	現状値	目標値 2030年(令和12年)
刑法犯認知件数	25件 (2024年(令和6年))	20件
交通事故発生件数(人身、死亡)	15件 (2024年(令和6年))	10件

施策の展開

1 防犯施設の充実

- 犯罪を抑止する環境整備として、通学路や地域の要望箇所へ計画的な防犯灯・防犯カメラの設置を推進します。特に通学路等へ優先的な設置を継続します。

2 消費者の生活を守る

- 住民(特に高齢者)を対象とした、防犯対策の講習会を開催するなど、防犯意識高揚に努めます。
- 振り込め詐欺等の特殊詐欺などに巻き込まれないためのアドバイスなどの講習会の実施や、啓発活動を強化し、意識高揚に努めます。

3 交通安全の推進

- 交通安全施設の計画的な設置、更新を行います。
- 交通安全意識の高揚に努める講習会を開催します。特に高齢ドライバーへの免許証返納の働きかけや事故被害者とならないための行動についての啓発活動を推進します。
- 市街地、集落の水路へは転落防止のため防護柵の設置を行います。

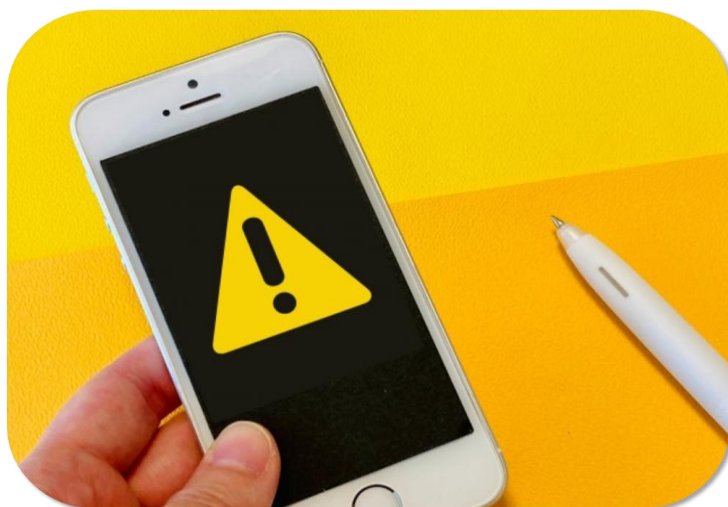
用語

- 特殊詐欺 : 電話やメールなどを通じて被害者を信じ込ませ、金銭をだまし取る犯罪の総称です。

施策②

暮らしを守る消費者保護対策の充実

目指す姿



振り込め詐欺等の特殊詐欺をはじめとした様々な消費者問題について、啓発活動や適切な相談窓口対応ができています。

まちづくり指標

指標名	現状値	目標値 2030年(令和12年)
消費に関わる出前講座の開催回数	1回	1回

施策の展開

1 住民を詐欺等から守る

- 住民を、詐欺等から守るため、防犯機能付き電話の購入補助を継続するとともに、関係機関や地域等と連携し、見守り体制の充実を図ります。

2 消費者知識の普及啓発

- 消費者への知識の普及啓発のため、出前講座等による消費者教育や広報・告知放送等による情報提供を行います。
- 近年、SNSなどを通じて若者を狙った闇バイトの勧誘や、巧妙なフィッシング詐欺が横行しているため、警察署等と連携を図り、詐欺に遭わないための講座や授業を実施します。

3 消費生活相談の充実

- 消費生活に関する情報を収集し、岡山県消費者生活センター等関係団体と連携し、高度専門化する消費者トラブルの相談にも対応できる体制の強化・充実に努めます。
- デジタルやインターネットの活用、県や近隣自治体と連携した、様々な対応方法について検討を進めます。

用語

- 岡山県消費者生活センター：消費者生活に関する相談や苦情を受け付ける窓口で相談は無料。消費者ホットライン「188」に電話することで、最寄りのセンターに連絡できます。

施策③

暮らしの安全を支える消防・救急体制の充実

目指す姿



常備消防や地元消防団と連携し、地域の防火対策や救急搬送体制を強化し、日常生活における身近な安全・安心が確保されています。

まちづくり指標

指標名	現状値	目標値 2030年(令和12年)
消防団員数(条例定数700人)	581人	600人
火災発生件数	23件	0件

関連する個別計画

- 和気町消防施設整備5カ年計画

施策の展開

1 常備消防の充実強化

- 東備消防組合の運営支援を行うとともに、連携強化を図り、安全・安心の継続を担保していきます。

2 非常備消防(消防団)の充実

- 消防団の人員確保について、積極的な募集と啓発活動を促進します。
- 東備消防組合と定期的に合同訓練を行うなど、連携を密にして防災体制の強化を図ります。

3 防災士の資格取得補助

- 専門的知識等を有する防災士について、消防団員や、自主防災組織の推薦により、資格の取得補助の継続と、取得者増加に努めます。

4 AEDの設置や救命法の普及

- 公共施設など、AED 設置のさらなる充実や救急救命法の受講を促し、普及に努めます。

5 火災予防のための周知・啓発

- 火災による被害を軽減するため、火災の原因や対策、消火器の使い方など火災についての知識をホームページやリーフレット等を活用し、周知・啓発を行います。

用語

- AED :心臓の不整脈を自動で判断して電気ショックにより正常に戻す小型の器械です。

施策①

多様な生物を育む自然環境の保全

目指す姿



地域ぐるみで水環境及び里山を保全・管理することで、美しい景観や水と緑に恵まれた豊かな自然環境が守られています。

まちづくり指標

指標名	現状値	目標値 2030年(令和12年)
廃棄物の不法焼却(野焼き)及び 典型7公害苦情通報件数	10件	5件

関連する個別計画

- 和気町森林整備計画／●新規就農者等確保計画

施策の展開

1 公害発生の未然防止

- 不法焼却、不法投棄や事業所による公害の発生防止等のための巡回指導を行い、豊かな自然環境と住民の生活環境が害されることを防ぎます。

2 自然に愛着のある住民の育成

- 吉井川や金剛川等でのイベントの開催、岡山県自然保護センターの活用など、自然とのふれあいの場を提供し、自然環境への関心を高めます。

3 自然環境の保全と活用

- 新規就農者や森林管理者の確保・育成を図ることで、農地及び山林等の荒廃を防ぎ、豊かな自然環境を保ちます。

用語

- 岡山県自然保護センター：本町田賀にある自然保護と環境学習の拠点施設です。
- 公害防止協定：公害発生の防止を目的とした、事業者と地域等が結ぶ管理・対策方法等を取り決めたもの。

施策②

地球温暖化対策の推進と再生可能エネルギーの利活用

目指す姿



住民一人ひとりの地球温暖化対策への理解が進み、家庭や職場で温室効果ガス排出量実質ゼロ(ゼロカーボン)に向けた取組が進められています。

まちづくり指標

指標名	現状値	目標値 2030年(令和12年)
新築戸建住宅における太陽光パネル導入割合	31.0% (2024年(令和6年))	50.0%
公共施設における温室効果ガス(CO2)排出量	3,942t (2024年(令和6年))	3,010t

関連する個別計画

- 和気町地球温暖化対策実行計画

施策の展開

1 温室効果ガスの削減

- 和気町地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガスの削減に努めます。
- 温室効果ガスの削減に向け、地域の特性を生かした再生可能エネルギーの導入について検討します。
- 事業所では、クールビズやウォームビズの促進、省エネ機器の導入などを中心に実施します。

2 家庭での地球温暖化対策の推進

- 家庭で使用する省エネ・再エネ設備の普及啓発を行い、家庭でのエネルギー消費による温室効果ガスの排出抑制を図ります。

3 公共施設のゼロカーボン化の推進

- 太陽光やバイオマスエネルギーなどをはじめとする再生可能エネルギーの公共施設での利用について検討を行い、併せてエネルギー効率の高い設備の導入を積極的に行うなど、公共施設及び事業活動でのエネルギー消費による温室効果ガスの排出の抑制を図ります。

用語

- 温室効果ガス排出量実質ゼロ(ゼロカーボン)： 温室効果ガスの排出量を森林などの吸収量以下とし、実質的に排出量ゼロにする目標です。
- バイオマスエネルギー： 木材や食品残さをガス化・燃焼することで得られる電源を指します。
- 再生可能エネルギー： 太陽光やバイオマスなど、自然循環で得られる電源を指します。

施策③

ごみの減量と資源化の推進

目指す姿



住民や事業者等の環境意識が高まり、ごみの適正な排出と減量化が進むとともに、資源の有効活用ができています。

まちづくり指標

指標名	現状値	目標値 2030年(令和12年)
住民1人あたりのごみ排出量	758g/日 (2024年(令和6年))	740g/日
リサイクル率	13.1% (2024年(令和6年))	17.0%

関連する個別計画

- 和気町一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)／●和気町分別収集計画／●和気町災害廃棄物処理計画

施策の展開

1 分別回収・再資源化の推進

- ごみの減量化のために生ごみ・剪定枝を分別回収し、たい肥化して配布・販売します。
- リサイクルの推進のために古紙類・プラスチック製品等の分別回収・資源化を推進します。
- 石油代替燃料などにリサイクルするため、容器包装プラスチックだけでなく製品プラスチックの回収を行います。
- 2026年度(令和8年度)からの開始を予定している「製品プラスチック」の回収事業により容器包装以外のプラスチック類も回収が可能となることから、リサイクル率の向上につなげます。

2 不法投棄やポイ捨ての防止

- 不法投棄の早期発見による被害の最小化を図り、快適で清潔な生活環境を維持するために監視カメラの設置や、環境衛生指導委員による環境パトロールを行うとともに、町ぐるみの一斉清掃活動などを実施します。

用語

- 製品プラスチック： 容器包装以外の、日用品や玩具などのプラスチック類を指します。



教育・文化

基本目標 2

変化の時代を生き抜く力を
育み、ともに学び続けるまち

政策

- 01 こどもたちが、夢や目標を実現するための知識や経験を得られるようにする
- 02 生涯学習やスポーツを楽しむことができるようにする
- 03 歴史的文化資源や文化を生かした品格(魅力)あるまちを創る



こどもたちが、夢や目標を実現するための知識や経験を得られるようにする

施策①

学校教育の充実・魅力化、郷土愛の醸成

目指す姿



本町のこどもたちは自らの適性に気づき、能力を伸ばすとともに、郷土に誇りを持ち、地域の魅力を発信したり、他地域と交流したりする力を兼ね備えるなど、知・徳・体がバランスよく育まれています。

まちづくり指標

指標名	現状値	目標値 2030年(令和12年)
「外国の人と友達になったり、外国のことについてもっと知りたい」と回答した小学生及び中学生の割合	(小学生)76.0% (中学生)50.0%	(小学生)80.0% (中学生)70.0%
「将来の夢や目標をもっている」と回答した小6及び中3の割合	(小6)84.9% (中3)71.6%	(小6)85.0% (中3)80.0%
「自分にはよいところがある」と回答した小6及び中3の割合	(小6)89.1% (中3)89.2%	(小6)85.0%以上(維持) (中3)85.0%以上(維持)
「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」と回答した小6及び中3の割合	(小6)91.8% (中3)71.7%	(小6)85.0%以上(維持) (中3)80.0%

関連する個別計画

- 和気町教育大綱／●和気町GIGAスクール構想に基づく「1人1台端末」利活用計画

施策の展開

1 互いに切磋琢磨する環境づくり・人材づくり

- オーストラリアの学校との英語による遠隔交流や、ICTを活用した町内外他校との遠隔交流等に取り組むことで、児童生徒数の減少による集団学習経験の機会損失と人間関係の固定化を打破していきます。
- 和気町英語特区(文部科学省教育課程特例校)を継続し、国際的な視点を養い、誇れる故郷を様々な形で発信し、本町を発展させていけるような、変化の時代を主体的に生き抜く力を備えた人材を育成します。

2 現代の教育課題解決に向けた学校教育の在り方

- ICT活用指導力向上研修や学校不適應児童生徒等への多様な学びの機会の提供に向けた研究を行うことで、ICTを効果的に活用した個別最適な学び、協働的な学びの充実を図り、すべてのこどもたちの学びを保証していきます。

3 郷土愛の醸成

- 「地域とともにある学校」の実現に向け、学校と地域とが積極的に情報を共有するとともに、地域に暮らす多様な職業人に触れる機会の確保や地域人材を活用した教育活動の展開等により、児童生徒の地域への関心を高め、郷土愛の醸成を図ります。

4 特色ある学校づくり

- 町内小中学校にコミュニティ・スクールを導入しています。これからの学校と地域の目指すべき連携・協働の姿を学校・地域とも共有しながら、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて取り組みます。

用語

- 教育課程特例校： 学習指導要領で定められている授業時間数を、教科等にまたがって弾力的に配分できる学校のことです。
- コミュニティ・スクール： 学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民が学校運営に参画する「地域とともにある学校」のことです。

施策②

次世代を見据えた教育環境の充実

目指す姿



すべての子どもたちが安全・安心に過ごせる環境が整い、質の高い教育環境づくりのための人的支援により、情報化・国際化に対応した教育が進められています。

まちづくり指標

指標名	現状値	目標値 2030年(令和12年)
教職員の月当たり時間外業務の状況 (1か月平均)	(小)22.9時間/月 (中)38.7時間/月 (2024年(令和6年))	(小)30.0時間/月以下 (維持) (中)30.0時間/月以下
部活動の地域展開に係る地域に 受け皿がある部活動数(中学校)	62.0% (10/16部活動)	100.0%

関連する個別計画

- 和気町学校施設長寿命化計画／●業務量管理・健康確保措置実施計画(2025年(令和7年)中に策定)／●和気町GIGAスクール構想に基づく「1人1台端末」利活用計画／●和気町部活動地域展開推進計画(2025年(令和7年)中に策定予定)

施策の展開

1 教育関係施設の整備・充実

- 学校園に通うすべての子どもたちが安全・安心に過ごせる環境づくりを目指します。また、社会教育施設利用者がより快適・安全に利用できるよう、老朽化対策などの環境整備を実施します。

2 教育環境の充実

- 教育の情報化及び国際化の進展に伴う教育の質的転換に向けた学校園の物的・人的環境を整備し、質の高い教育環境づくりを目指します。また、住民への生涯学習情報の提供体制づくりを進めていきます。

3 教職員の就労環境の改善

- 教職員の時間外業務の縮減に向け、教職員の事務業務を見直し、校務DXの推進などにより、教員が子どもたちと向き合う時間を増やすための物的・人的環境を整備します。また、教師業務アシスタント事業など、県事業も積極的に活用します。
- 学校現場の働き方改革の取組を進めていくとともに、保護者、地域に対する理解促進に努めます。

用語

- 校務DX： デジタル技術(DX)を校務(学校の管理・運営業務)に活用し、教職員の負担を軽減し教育活動の質を向上させる取組のことです。

生涯学習やスポーツを楽しむことができるようにする

施策①

生涯学習活動・スポーツの推進

目指す姿



若い世代から高齢者まで、だれもが自由な意思に基づき生涯を通じて学びを楽しみ、充実した暮らしが営まれています。

まちづくり指標

指標名	現状値	目標値 2030年(令和12年)
社会教育施設利用者数 (中央公民館・サエスタ)	29,166人 (2024年(令和6年))	37,000人
図書館の貸出冊数	71,626冊 (2024年(令和6年))	76,000冊
公営塾の利用割合(利用者/対象者)	15.0% (2024年(令和6年))	35.0%
社会体育施設利用者数 (体育館・グラウンド・B&G)	64,932人 (2024年(令和6年))	70,000人

施策の展開

1 生涯学習施設の基盤整備

- だれでも気軽に利用できるように生涯学習施設(体育館・学び館「サエスタ」・図書館・公民館など)の環境を整え、最新の生涯学習情報を提供します。
また、施設の長寿命化や更新、集約化等を図り、利用者の利便性向上と効率的な施設運営に努めます。

2 生涯学習の体制構築

- 地域教育力の向上と増加する高齢者の参画を目指し、学びを求めるすべての住民が、学びたい内容を学びたい方法で学びたい場所で学べるよう、生涯学習情報を収集し、生涯学習施設において、各世代に応じた生涯学習や課題に応じた学習機会を提供します。

3 地域教育力の向上及び充実

- こどもたちの生きる力を育むために、高齢者や移住者等を中心に住民の豊富な経験と知識を活用し、学校教育と社会教育が一体となり、こどもたちの学びを支えます。

4 公営塾・オンライン英会話事業の充実

- 英語力の向上だけでなく SDGsの視点を取り入れた、まちづくりの人材を育成するよう配慮しながら、学校外の児童・生徒の生涯学習の場を確保するために、公営塾及びオンライン英会話を拡充します。

5 生涯スポーツの拡充

- 増加が予想される高齢者の活動に重点を置きながら、ライフステージや能力にあった生涯スポーツの機会を提供します。
- 活動の認知度の向上を図るため、ホームページ、SNS等を活用し、スポーツ活動について広報・周知を行います。
- スポーツ関係団体の育成や総合型地域スポーツクラブと連携を図り、地域の実情や住民のニーズに対応できる指導者の養成や確保を進めます。
- 社会体育施設の整備・改修等を行います。

6 スポーツ活動の指導者の育成

- スポーツ教室などの活動を継続させるため、指導者の育成やホームページ、SNS等を活用し効果的な募集を行います。

用語

- 公営塾：町内の小学5年生～中学3年生を対象に、英語学習ができる公営塾を開講。地域おこし協力隊や地元の大学生が主体となって、英検対策指導や外国人講師との英会話プログラムを町内2箇所で実施しています。

歴史的文化資源や文化を生かした 品格(魅力)あるまちを創る

施策①

歴史的文化資源の保存・活用

目指す姿



和気清麻呂など古代からの歴史ある郷土と、古典芸能から近代の新たな表現など、幅広い歴史と文化芸術を受け継ぎ、地域・郷土に愛着を持つ心が養われています。

まちづくり指標

指標名	現状値	目標値 2030年(令和12年)
自主事業(ホール系)参加者数	1,267人 (2024年(令和6年))	2,000人
文化祭参加者数	1,100人 (2024年(令和6年))	1,500人
歴史民俗資料館利用者数	2,096人 (2024年(令和6年))	3,000人

施策の展開

1 多様な鑑賞・体験の機会拡充

- 住民のニーズに応じ、様々な分野の公演を開催することで、古典芸能から現代の新たな表現まで、幅広い文化芸術の鑑賞・体験機会を提供します。
- 学校や地域への積極的なアウトリーチ活動を展開し、様々な住民が身近に文化芸術に触れる機会を増やします。

2 住民の創作・発表の機会充実

- 住民主体の文化芸術活動の成果を披露する場(文化祭等)の機会を充実させ、新たな活動の場を創出します。

3 和気清麻呂の顕彰及び町の歴史文化の継承

- 住民全体がふるさと和気の魅力を再発見することを通して、次代へ受け継ごうという気持ちを醸成するために、和気清麻呂をはじめとする本町の歴史文化について、体系的・定期的・効果的な学習機会を創出して住民に伝え、まちづくりの核とします。

用語

- 和気清麻呂：奈良時代末期から平安時代初期にかけて活躍した貴族であり、宇佐八幡宮の神託事件で重要な役割を果たし、平安京の造営にも尽力し、日本の都市建設の礎を築いた郷土の偉人です。



子育て・保健・福祉

基本目標 3

だれもが健康で
はつらつと暮らせるまち

政策

- 01 すべての住民の健康保持・増進を全力でサポートする
- 02 安心して子どもを産み、健やかに育てることができるようにする
- 03 高齢になっても住み慣れた場所で安心して暮らせるようにする



すべての住民の健康保持・増進を 全力でサポートする

施策①

健康寿命の延伸に向けた健康づくりの推進

目指す姿



住民の健康意識が高まり、それぞれが互いに声を掛けあい、心身の健康づくりや生活習慣の改善に取り組み、赤ちゃんから高齢者までのすべての世代が健康ではつらつと暮らしています。

まちづくり指標

指標名	現状値	目標値 2030年(令和12年)
特定健診受診率	41.0%	47.0%
特定健診受診者中のBMI25以上の者の割合	町男性 31.8% 県男性 33.8% 町女性 27.8% 県女性 21.9%	県平均と同等もしくは 県平均以下
高齢者で自身が健康と感じている人の割合(3年ごとの調査)	78.6%	83.0%

関連する個別計画

- 和気町健康づくり推進計画／●和気町国民健康保険データヘルス計画／●和気町国民健康保険特定健康診査等実施計画／●和気町障がい者計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画

施策の展開

1 疾病の早期発見・早期治療のための体制整備

- がん検診や特定健診、歯科健診の体制整備と内容の拡充及び医療機関と連携し、住民一人ひとりに応じた健康情報の提供や支援に取り組みます。

2 生涯にわたる心身の健康づくり

- 教育機関や関係機関・団体と連携し、若年層からの健康づくりに取り組みます。地区活動や町イベントを活用し、生活習慣病予防をはじめとする各年代の健康課題に応じた健康教育を実施します。
- 地域で安心して生活するために、こころの健康・自殺予防についての適切な情報提供を行うとともに普及啓発を行います。
- 孤立リスクを抱える人の居場所の確保など、リスクや年齢に応じた支援に関係部署・機関と連携して取り組みます。

施策②

介護予防・介護サービスの充実

目指す姿



生きがいを感じながら健康で自立した生活を送ることができています。また、介護が必要な状態になっても、必要なサービスを選択し住み慣れた地域で安心して暮らすことができます。

まちづくり指標

指標名	現状値	目標値 2030年(令和12年)
和気町と全国平均の要介護認定率比較	▲3.0%	▲3.5%
高齢者で自身が健康と感じている人の割合(3年ごとの調査)(再掲)	78.6%	83.0%

関連する個別計画

- 和気町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- ／●和気町健康づくり推進計画

施策の展開

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 「地域包括ケアシステム」の中核を担う機関として、地域包括支援センターの充実を図ります。
- 在宅医療・介護連携をはじめ、多職種間における連携体制の構築を推進します。
- 介護が必要となっても住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供され、地域社会全体で支え合う体制を整備します。

2 介護予防・健康づくりの推進

- 健康管理や介護予防の大切さを理解できるよう普及啓発を行います。
- 高齢者が気軽に集うことができる拠点の整備や生きがいづくり活動を行う団体等を支援します。
- 保健・医療・介護分野が連携し、早期の段階からフレイル予防を含めた介護予防を実施します。

3 高齢者福祉と介護保険事業の計画的な運営

- 介護が必要な人が必要なサービスを利用できるよう計画的な事業の運営により、適正でバランスのとれたサービス基盤を整備します。
- 災害・虐待・感染症など高齢者を取り巻く環境の変化に応じ、非常時における連携体制の整備を行います。また、介護保険事業への理解・協力といった住民意識を高めます。

4 人材の育成・確保

- 介護保険外の民間企業等による生活支援サービスの充実や介護ロボット、ICT、AI、DXなどを活用し、介護の担い手不足の解消につなげていきます。
- 中学生・高校生等への出前授業や介護の職場体験などを通じて、若い世代などへ介護の仕事の魅力を発信します。

用語

- 要介護認定率： 特定の地域や年齢層において、要介護または要支援の認定を受けた人の割合を示す指標です。
- フレイル： 加齢によって心身が衰え、健康と要介護の間にある状態を指します。具体的には、身体的機能や認知機能の低下、社会的なつながりの減少が特徴です。

安心して子どもを産み、健やかに育てることができるようにする

施策①

子ども・家庭への切れ目のない支援の充実・地域連携による子育て支援の充実

目指す姿



妊娠期から子育て期まで、切れ目のない包括的な支援体制が提供されています。また、安全・安心な環境下で、子どもたちが伸び伸びと成長し、子育て世代に選ばれるまちになっています。

まちづくり指標

指標名	現状値	目標値 2030年(令和12年)
サポートプラン作成件数	0件	15件
子ども連携支援会議開催回数	12回	12回
産後ママ安心ケア事業利用者数	45人	50人

関連する個別計画

- 和気町子ども計画

施策の展開

1 子育て家庭への支援の充実

- 本町で安心して出産・子育てできるよう、様々な支援の充実や効果的な情報提供を行います。
- すべての妊産婦、子どもやその家庭が漏れなく必要な支援を受けることができるようにします。

2 子どもや子育て家庭への包括的な支援の体制整備と充実

- 支援の必要な子ども・若者の地域社会への参加・包容を推進し、それぞれの置かれた環境やライフステージに応じて、子育て支援との連携の中で、その発達や将来の自立、社会参加を促します。
- 障がい等の早期発見等のための母子保健事業を推進するほか、発達段階に応じて切れ目なく、漏れなく必要な支援が受けられるようネットワークの構築を図ります。

3 こどもと保護者の健康の確保

- 乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防の観点に加え、悩みを抱える保護者等への相談支援につなげ、児童虐待の予防や早期発見にも資するよう、乳幼児健康診査等を推進します。
- 産後ケア事業の提供体制の確保や養育者のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、産前産後の支援の充実に努めます。

4 地域における子育て支援の充実

- 共働き家庭など、地域の子育て支援情報を得ることが困難な家庭も含めて、だれでも容易に情報や支援を得ることができるように、適切な情報発信や交流の機会を設けるよう努めます。
- 親子の遊び場と交流・相談の場を兼ね備えたキッズパークの充実・利用促進に取り組み、育児に関する相談支援体制の充実と子育て親子等の交流促進を図ります。

用語

- サポートプラン： 利用者のニーズに応じて設定される支援内容・頻度をまとめた個別の支援計画です。
- 子ども連携支援会議： 関係機関の担当者が集まり、子どもの支援状況の共有や課題の整理、今後の支援方針を確認するための合同会議です。
- 産後ママ安心ケア事業： 出産後の母親の心身の回復や育児不安の軽減を目的に、休養・相談・授乳支援などを行います。

高齢になっても住み慣れた場所で安心して暮らせるようにする

施策①

安心して暮らし続けられる高齢者等への支援の充実

目指す姿



すべての人の意思が尊重され、尊厳が守られるように認知症の人や家族への支援、成年後見制度の利用促進など、日常生活支援や権利擁護の充実が図られ、安心して暮らせる地域になっています。

まちづくり指標

指標名	現状値	目標値 2030年(令和12年)
認知症理解のための普及啓発活動の開催回数	10回	10回
見守り協定締結事業者数	31者	55者
高齢者・要援護者台帳登録者数	2,331人	2,800人

関連する個別計画

- 和気町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 和気町地域公共交通網形成計画

施策の展開

1 認知症の人・家族支援

- 認知症に対する正しい知識の普及を図りながら、地域ぐるみで認知症の人及びその家族をサポートする体制づくりを推進します。
- 認知症の早期発見、早期支援等の認知症対策を推進します。

2 権利擁護事業

- 高齢者等の虐待予防及び早期発見・早期対応に努めます。
- 判断能力が十分でない人の権利や財産を守るための支援として、成年後見制度の利用促進を図ります。

3 生きがいの場の充実

- 高齢者が自らの経験や知識、技能を地域に還元できるよう、高齢者の自主的な活動への支援を行います。

4 日常生活支援の促進

- 高齢者等が地域と関わりながら豊かな毎日を過ごせるように、日常生活を支援するとともに社会参加の場を提供します。
- 移動支援や買い物支援により高齢者が安心して暮らすことができる基盤整備を行います。

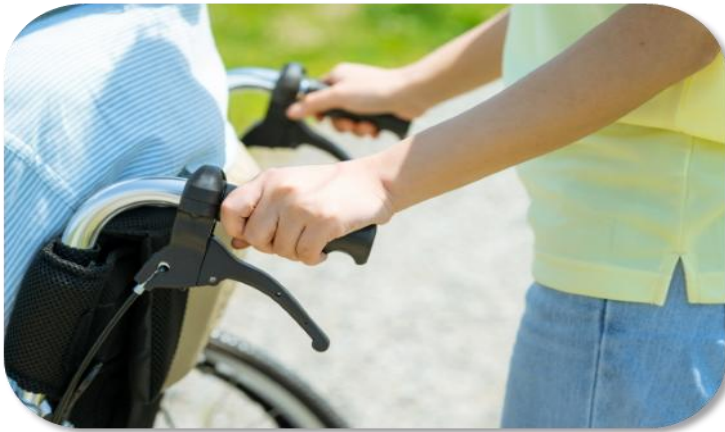
用語

- 見守り協定： 民間企業等と見守り活動に関する協定を締結し、通常業務において地域の高齢者等を見守り、異変がある場合に速やかに必要な連絡、支援を行う取組です。
- 高齢者・要援護者台帳： 高齢者、障がい者等の身体状態や医療情報、緊急時連絡先を記載した台帳を作成し、見守り支援や災害などの緊急時の安否確認や避難支援に活用する取組です。
- 成年後見制度： 認知症等で判断能力が十分でない人の財産管理や契約手続きなどを支援する制度です。

施策②

障がいや生きづらさを抱える人への支援の充実

目指す姿



障がいや生きづらさを抱える人が気軽に相談でき、必要なサービスや支援を受けて、自分らしく主体的に生きることができるまちになっています。障がい等に対する正しい知識と理解を深め、互いに尊重し、ともに支え合い暮らしています。

まちづくり指標

指標名	現状値	目標値 2030年(令和12年)
障害者相談支援事業における相談件数	13,000件	13,000件
福祉サービス利用者数	250人	250人
うち障害児福祉サービス利用者数	80人	80人
うち就労継続支援事業所数・利用者数	5箇所・100人	5箇所・100人

関連する個別計画

- 和気町障がい者計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画

施策の展開

1 地域における生活支援の充実

- 障がい者が必要とするサービスを適切に受けられるよう福祉サービスの内容充実と多様化、サービス提供者の資質向上を図り、福祉サービスの必要量・活動の場を確保します。
- 障がい者の雇用の場を増やし、職業訓練の機会を充実させ、障がい特性に配慮した就労機会の拡大を図ります。

2 相談支援体制の整備

- 東備地域自立支援協議会の専門部会を活用し、より具体的かつ専門性の高い協議を進めていくことができる体制づくりを行います。
- 当事者や家族が身近に感じられる相談窓口となる相談支援事業所や障害者相談員、民生委員等に対し、適切な相談、助言ができるよう研修を行います。

3 障がい児の早期発見・早期療育

- 乳幼児健診において、母子の状況を把握し乳幼児の発達障がいの早期発見に努めます。

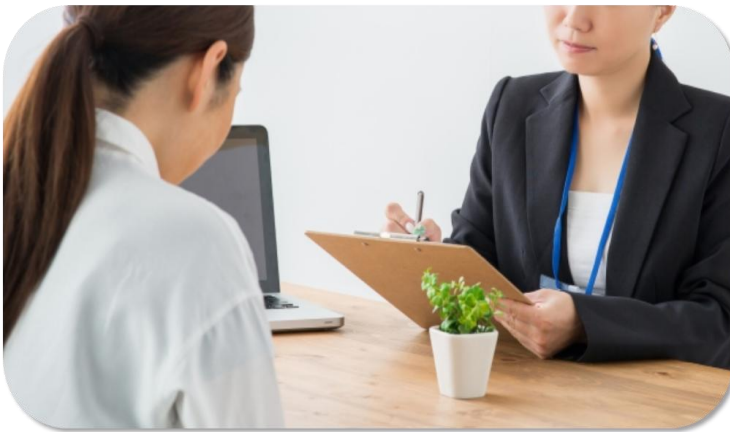
4 障がいに対する理解や配慮

- 障がいや障がい者に対する住民の理解を深めるために広報誌、交流・ふれあい等を通じ啓発します。
- 居住環境や生活環境のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの視点による、都市基盤の整備を進めます。

施策③

生活困窮者等への支援の充実

目指す姿



低所得者や生活に困窮する人が孤立することなく、適切な支援を受けられるようにするとともに、社会保障制度の充実と適正な運用を通じて、安心して自立した生活を送ることができる地域社会が実現されています。

まちづくり指標

指標名	現状値	目標値 2030年(令和12年)
生活に関する相談支援件数	68件 (2024年(令和6年))	70件

施策の展開

1 就労支援

- 本町が地域福祉の窓口として、生活に困窮する人と自立支援機関をつなぐ役割を担い、その後の相談支援や就労支援関係機関と連携し、個々の状況に応じた支援を行います。

2 国民年金制度の適切な運営

- 国民年金制度について、老齢・障がい・死亡による給付に備え、世代間の支え合いの観点から、年金の加入や納付を適正に行い、年金制度の適正な運営に取り組みます。

3 国民健康保険事業の適正な運営

- 国民健康保険事業について、適正な資格管理、給付及び賦課・徴収に努めます。
- 生活習慣病の早期発見・早期治療のため特定健診・特定保健指導の受診率向上に努め、国民健康保険事業の適正な運営に努めます。

施策④

安心して暮らし続けるための地域医療の維持・充実

目指す姿



住み慣れた地域で、それぞれの世代が充実した医療環境の中で、いきいきとした暮らしができています。

まちづくり指標

指標名	現状値	目標値 2030年(令和12年)
国保診療所の数	2箇所	2箇所
在宅療養支援病院(診療所)の数	3箇所	4箇所
かかりつけ医機能を有する医療機関の割合	0.0%	80.0%

施策の展開

1 かかりつけ医の普及促進及び救急医療体制の充実

- 医療機関のかかりつけ医機能報告に基づき、かかりつけ医機能を地域全体で確保するための協議の場で具体的方策の検討を通じて地域の医療提供体制の充実に努めます。
- かかりつけ医機能が見える化されることにより、住民のニーズに応じた医療機関の選択ができるよう、充実させます。
- 県南東部圏域内の医療機関とのさらなる連携を図り、救急患者が迅速かつ適切に診療を受けることができるよう、救急医療体制の一層の充実に努めます。

2 在宅医療支援体制の充実

- 特に高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医師会や各医療機関、福祉関係施設等と連携し、在宅医療サービスの普及推進に努めます。
- 情報通信技術の活用により、地元医療機関をはじめ和気医師会と連携し、遠隔医療の推進に努めます。

3 身近な医療機関で安心して受診できる体制の充実

- 子育て世代が安心して相談や医療サービスを受けることができるよう、身近な医療機関で安心して受診できる体制整備の推進に努めます。

4 へき地、過疎地域の診療体制の維持

- へき地や過疎地域における診療所について、地域医療を担う公的診療所として維持存続に努めます。

用語

- かかりつけ医機能報告：慢性疾患を有する高齢者等を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能について医療機関から県知事に報告する制度です。

施策⑤

きめ細かな地域福祉の充実

目指す姿



社会福祉協議会やボランティア、NPO、福祉関係事業者等の民間団体との連携、支援により、地域の多様な主体が地域福祉活動に参画し、地域をともに創っていく地域共生社会が実現されています。

まちづくり指標

指標名	現状値	目標値 2030年(令和12年)
多分野連携による 地域ケア会議開催回数	25回 (2024年(令和6年))	35回
高齢者生活支援サポーター活動実人数	10人 (2024年(令和6年))	44人
重層的支援体制整備事業実施の有無	無	有

関連する個別計画

●和気町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画／●和気町こども計画／●和気町障がい者計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画

施策の展開

1 社会福祉協議会、ボランティア等との連携、活動支援

- 社会福祉協議会や地域のボランティア、NPO団体等との連携を強化し、ともに地域の特性や課題を踏まえた福祉活動の推進及び活動の支援を行います。

2 民生委員・児童委員活動の充実

- 地域福祉のリーダー的存在として活動を行う民生委員・児童委員の活動について、住民への周知と理解促進を図るとともに、関係機関・団体との連携を促進し、活動しやすい環境整備を行います。
- 資質向上のため、より実際の活動に即した内容となるよう研修の充実を図ります。

3 総合的・分野横断的な支援の展開

- 地域における多様な支援ニーズに的確に対応するため、個人や家庭が抱える様々な課題に対し、こども・障がい者・高齢者・生活困窮など世代・属性を問わない相談支援・参加支援・地域づくり(重層的支援体制整備事業)など包括的な支援体制の構築に取り組みます。

用語

- 地域ケア会議： 高齢になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、関係機関や専門家が連携して個別課題や地域課題について話し合う会議です。
- 高齢者生活支援サポーター： 地域住民に対して養成講座を開催し、ごみ出しや買い物など高齢者の生活上のちょっとした困りごとをサポートする取組です。
- 民生委員・児童委員： 社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っており、創設から100年の歴史を持つ制度です。また、すべての民生委員は児童福祉法によって「児童委員」も兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談や支援を行っています。
- 重層的支援体制整備事業： 従来の福祉制度は、こども・障がい者・高齢者・生活困窮など、対象者の属性に応じて縦割りで構築されていましたが、実際にはこれらの課題が複合的に絡み合っていることが多く、既存の制度だけでは十分に対応できない状況が生じてきたため、包括的に対応するため創設されました。



人権・協働

基本目標 4

認め合い、支え合い、
笑顔あふれる共生のまち

政策

- 01 一人ひとりの人権が尊重され、参画しやすい地域社会を創る
- 02 様々な場所や場面で女性が活躍できる社会を実現する
- 03 すべての住民が、まちや人とつながり、その人らしく活躍できるようにする



一人ひとりの人権が尊重され、参画しやすい地域社会を創る

施策①

人権啓発の推進

目指す姿



女性や若者、高齢者、障がい者等、すべての人の人権が尊重され、「人権のまち和気」の意識が広まっています。

まちづくり指標

指標名	現状値	目標値 2030年(令和12年)
各種人権啓発研修等への参加人数	967人 (2024年(令和6年))	1,200人
人権フェスタわけへの参加人数	328人 (2024年(令和6年))	400人

施策の展開

1 人権啓発の推進

- 様々な機会を通して、人権に関する教育・啓発を推進し、住民一人ひとりが、互いの多様性や能力を認め合い、尊重しあう意識を醸成する一助とします。
- 啓発内容の充実と周知を強化し、研修会への参加を促します。
- 多様な人権問題に対して、広く周知・啓発するため、リーフレットや教材の作成に努めます。

2 人権条例及びSDGsの広報

- 「和気町人権尊重のまちづくりに関する条例」やSDGsの理念が認知されるよう、また研修会参加者の固定化対策としても、人権以外の様々な施策や研修会においても「人権のまち和気」をキャッチコピーにして取り入れ、広報に努めます。

3 人権相談

- 一人ひとりの人権に関する課題に対応するべく、月2回人権擁護委員による人権相談を実施します。

用語

- 和気町人権尊重のまちづくりに関する条例： すべての人が自由かつ平等に尊重される社会の実現を目指し、人権尊重のまちづくりを推進するため、町と住民の役割を明確化し、あらゆる人権課題の解決に取り組むことを目的とする条例です。

様々な場所や場面で女性が活躍できる社会を実現する

施策①

男女共同参画の推進

目指す姿



住民一人ひとりが、男女共同参画社会の実現を身近な問題として捉えて、持続可能な地域として発展する社会の実現を目指して、自らの意思により社会のあらゆる分野に積極的に参画しています。

まちづくり指標

指標名	現状値	目標値 2030年(令和12年)
町職員の女性監督職登用率	35.8% (2024年(令和6年))	45.0%

関連する個別計画

- 和気町男女共同参画プラン(第2期)

施策の展開

1 男女共同参画の推進

- 家庭や職場、地域等において、意識改革を促進するために、講座、講演会等、専門性の高い学習機会を提供します。
- 意義や理解を促すために、広報誌・ホームページ等を活用した啓発活動を実施します。

2 女性活躍の推進

- より豊かで活気あふれるまちを目指し、政策や方針決定の場における女性の参画を実現するために、監督職への女性登用を推進します。
- 町の政策や方針を決定する場において、性別の偏りをなくし、女性の声も男性の声も反映できるような体制づくりに努めます。

3 女性の雇用推進

- 持続可能な地域を目指し、男女共同参画の理念を体現すべく女性の雇用促進を啓発します。

用語

- 男女共同参画：性別に関わらず、だれもが個人として尊重され、家族、職場、地域、政治・経済など社会のあらゆる分野で対等に参画し、責任を分かち合い、能力を発揮できる社会を目指す考え方です。

すべての住民が、まちや人とつながり、その人らしく活躍できるようにする

施策①

多様な担い手による協働のまちづくりの推進

目指す姿



若者の参加などによる協働のまちづくり活動が活性化することにより、地域活動やボランティア活動が積極的に行われ、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができます。

まちづくり指標

指標名	現状値	目標値 2030年(令和12年)
協働のまちづくり提案事業応募件数 (若者枠拡充)	2件 (2024年(令和6年))	6件
ボランティア活動参加人数 (行政関係:保険対象者)	1,500人	2,000人

施策の展開

1 住民主体による新しいまちづくり

- 協働によるまちづくりを推進するために、だれもがまちづくりに参加できる機会を創出し、新たな発想にて活動を活性化させ、自主・自立の機運の醸成を図ります。

2 まちづくりの担い手の育成

- 地域が抱える課題に対して住民やNPOが主体となり自主的・自発的に実施する活動を支援します。
- 協働事業提案を広く募集し、住民やNPO等の団体と行政が協働してまちづくりに取り組みます。
- 若者ならではの提案を募集することで、若者のまちづくりへの参加と関心を促すとともに、愛着ある地域となるよう推進していきます。
- 行政からも地域課題解決のための事業を提示して協働事業者を募集し、将来の担い手育成を図ります。
- 積極的にまちづくりに参加するボランティア等の育成を図ります。

3 まちづくり・地域共生社会に係る情報の積極的な発信

- 若年層や子育て世代、企業・学校など多様な主体を巻き込み、まちづくりに参画するための機会や活動状況の情報発信を行います。
- 「地域共生社会」の理念や考え方、取組方針や事業などの情報について、広報誌・SNSなどの媒体や研修会の場において啓発に努めます。

4 協働のまちづくりに係る研修会や実践講座の開催

- 多様な担い手の育成を図り、まちづくりに参画する機運を醸成するために、研修会や、実際の行動を見据えた講演会や育成講座・実践講座など専門性の高い学習機会を提供します。

用語

- 和気町助け合いのまちづくり条例：住民等及び町が協働してまちづくりを進める為の基本的事項を定め、協働社会を構築することによって、人情あふれ、活力に満ちた住みよい和気町の実現を目指す事を目的とした条例です。
- 和気町協働事業提案制度：住民等の主体的な活動により、住民と町が協働して行う事業について提案を募集し、提案された協働事業を実施する制度。
- 地域共生社会：地域住民が世代や分野を超えてつながり、互いに支え合いながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがいとともに創っていく社会のこと。



都市・生活基盤

基本目標 5

美しい自然と調和した
快適で豊かなまち

政策

- 01 だれもが住みたいと思う魅力のあるまちを創る
- 02 安全で快適な生活基盤を整える



だれもが住みたいと思う魅力のあるまちを創る

施策①

安心して暮らせる居住環境の形成

目指す姿



公営住宅や空き家などの有効活用を通じて良好な住環境が整備されるとともに、効果的な移住定住促進施策が行われ、定住人口が増加しています。

まちづくり指標

指標名	現状値	目標値 2030年(令和12年)
分譲住宅地の整備区画数(累計)	27区画	40区画
住宅リフォーム補助金利用件数(累計)	450件	600件
転入者数	427人	500人
空き家バンク成約割合	80.0%	80.0%(維持)
緑化事業補助金を活用した花木の苗木配布団体数	1団体	13団体

関連する個別計画

- 和気町都市計画マスタープラン／●和気町地域住宅計画／●和気町空家等対策計画／●和気町耐震改修促進計画

施策の展開

1 分譲住宅地の整備

- 町営住宅の跡地等に定住促進のために分譲住宅地を整備します。
- 県内不動産事業者への本町の魅力発信などを行い、民間の分譲住宅地を増やす取組を行います。

2 新規取得住宅の固定資産税減免等

- 新規住宅取得者の経済的負担を軽減するため固定資産税の減免を行います。
- 若者の新規住宅取得者(新築・中古)の経済的負担を軽減するためその取得に要する費用の一部を補助します。

3 空き家の除却、有効活用

- 特定空き家等に認定された空き家等を除却しようとする場合に費用の一部を補助します。
- 空き家を改修して本町に定住しようとする者に対してその改修に要する費用の一部を補助します。
- 空き家活用の障害(課題)を解決する施策を実施し、町内の空き家の有効活用を図ります。
- 町職員が地域の実状に詳しい区長との情報交換を密にし、空き家情報を入手・周知し、移住促進などの有効活用に生かします。
- 本町が空き家等を借り上げ、リフォームすることにより、移住希望者や移住者のための住宅を確保・整備し、当該住宅を移住希望者に貸し付けます。
- 空き家バンクの新規登録申請数は減少しているため、引き続き周知を行います。

4 住宅耐震化の促進

- 将来発生することが予想される南海トラフ地震に備え、耐震診断や耐震改修工事を行う者に対し、その費用の一部を補助します。

5 新たな公園整備

- 住民が集い、交流するにぎわいの拠点を創出するため、子育て世代に魅力的な公園整備に取り組みます。

6 公園の適正な維持管理

- 公園が住民にとって安全な憩いの場となるよう、現在の安全基準を満たさない遊具等の撤去・処分を含めて既存施設の管理・更新に取り組みます。
- また、住民との協働による公園の維持管理を行います。

7 花と緑にあふれるまちづくり

- 景観の向上のために片鉄ロマン街道の沿道への町花「藤」、町木「桜」の植栽を推進します。沿道への花植え等を実施する地域団体の活動を支援します。
- 町花町木が咲く美しい町の景観形成を促すため、苗木の配布事業を実施します。

用語

- 緑の募金：日本全国で実施している「森林づくり・緑化」を支える募金運動の総称です。

施策①

安全・安心な道路環境の維持・整備とインフラの長寿命化

目指す姿



大規模災害にも対応し得る、安全で強靱な道路環境が維持・整備され、身近な生活道路が安心して利用し続けられています。

まちづくり指標

指標名	現状値	目標値 2030年(令和12年)
町道整備事業の改良率	41.6% (2024年(令和6年))	42.0%
急傾斜地対策工事実施箇所数 (県営事業)(累計)	1箇所	2箇所
ため池全面改修工事実施箇所数 (累計)	3箇所	5箇所

関連する個別計画

- 和気町橋梁長寿命化修繕計画／●和気町舗装個別施設計画／●和気町農業農村整備事業計画／●和気町ため池整備計画

施策の展開

1 国・県道整備事業の推進

- 安全で利便性の高い道路交通網を構築するため、地元と協力し期成会を設立するなど、和気橋の改築を含む県道岡山赤穂線整備事業の推進に取り組みます。

2 町道環境整備事業の推進

- 歩行者の安全確保と生活環境の向上のため、住宅市街地や集落などにおける生活道路を整備します。
- 夜間における安全対策及び道路状況、交通状況を的確に把握するために、市街地、集落、通学路を中心に街路灯設置の整備を行います。

3 橋梁点検事業・修繕事業の実施

- 橋梁の適正な維持管理のために老朽化による変状の有無を概ね5年に1度の頻度で点検し、健全性の判定を行います。状態が悪化し、不健全と判定された橋梁については、橋梁修繕計画を策定し、国庫補助金を活用しながら修繕工事を実施し、橋梁の長寿命化を図ります。

4 中山間地域総合整備事業の推進

- 農村生活環境等の向上のため集落周辺の道路を整備し、農村の活性化を図り定住を促進します。

5 道路舗装の長寿命化事業の検討・実施

- 道路整備事業におけるコストの縮減や予算の平準化を図るため、舗装の個別施設計画を活用し、効果的かつ効率的な維持管理・更新等の取組を検討・実施します。

6 ため池の整備

- 大雨、地震等による災害を未然に防ぐため、ボーリング等による耐震調査及び計画を実施し、防災重点農業用ため池から優先的に整備を進めます。
- ため池整備は多額の費用と専門的な知識が必要なことから、全面改修と部分改修の両面を検討し、専門的な知識を補える「ため池サポートセンター」を活用しながら改修工事を行います。

7 治山えん堤の設置

- 山地災害を防止し、山林機能を保全するため、荒廃した溪流へ治山えん堤を設置します。
- 治山えん堤から下流への排水路整備(流末処理)を単町事業で実施することにより大雨による災害を未然に防ぎます。

8 急傾斜地の対策

- 山林の斜面崩壊や地滑りなど土砂等の崩落による人家等への被害を防ぐため、法砕工や法面保護工などを実施し、また、崩落を直接抑止すること(工法)が困難な場合は斜面下部へ崩壊土砂を受け止めることができる擁壁を設置します。
- 急傾斜地対策は町からの要望に基づき、危険性が高い箇所から岡山県が実施するため、継続的に事業要望を行います。

9 河川浚渫工事の実施

- 大雨や台風による河川の越水、逆流等の氾濫を防ぐため、堆積土砂や樹木の浚渫工事により低下している河川の流下能力を回復させます。

用語

- ため池サポートセンター：農業用ため池の適切な管理や保全を支援するための機関であり、技術的な指導や助言を提供しています。

施策②

適正で合理的な土地利用の推進

目指す姿



定住人口確保のための付加価値の高い土地利用が推進され、安全・安心で快適な生活環境が実現しています。

まちづくり指標

指標名	現状値	目標値 2030年(令和12年)
和気駅1日平均乗車人員数	1,125人 (2023年(令和5年))	1,500人
町営バス利用者数	27,191人 (2024年(令和6年))	30,000人

関連する個別計画

- 和気町都市計画マスタープラン／●和気町地域公共交通網形成計画／●和気町バリアフリー基本構想／●和気駅バリアフリー化基本計画

施策の展開

1 定住人口を確保するための有効な土地利用方策の推進

- 未来につながる住みよいまちを形成するため、高齢化、限界集落化を見据えた有効な土地利用方策の検討を進めます。
- 豊かな自然環境と快適な生活環境が調和した土地利用が行えるように和気町太陽光発電設備の適正な設置に関する条例や和気町開発事業の調整に関する条例に基づき調整を行います。

2 防災インフラの整備(防災・減災対策)

- 自然災害を未然に防ぐため、荒廃した溪流や山林にえん堤の設置や法面保護の実施、河川流下の妨げになる堆積土の浚渫により居住の安全・安心の確保につながる取組を推進します。
- 自然の有する防災や水質浄化などの力を積極的に利用して、各種事業においてグリーンインフラの推進を検討します。

3 JR和気駅周辺の整備

- 高齢者や障がいのある人などの円滑な利用に配慮した施設整備が十分でないため、和気駅構内へのエレベーター設置や南北自由通路のバリアフリー対策など住民の安全・安心で快適な暮らしに資する環境整備を行います。

4 公共交通の維持・充実

- 現在運行している町営バスについては、スクールバスとの併用で運行していますが、住民のニーズを的確に捉え地域の実情にあわせた、きめ細かな公共交通施策を展開していきます。
- 交通安全施策と併せて高齢者ドライバーの運転免許証返納を推進します。
- 利用者の少ない路線・便など、廃止・減便等も視野に入れ、事業のスリム化を行います。また、利用者の少ない地区は路線バスにこだわらず、一部地域で導入している乗合タクシーなどの活用を推進します。

用語

- グリーンインフラ： 自然の機能や仕組みを活用したインフラ整備や社会の在り方を目指す考え方です。具体的には、土砂の流出を防ぐ棚田の保全活動や、豪雨対策となる道路植栽などがあります。

施策③

安全で安定した上下水道サービスの提供

目指す姿



安全で持続可能な水道事業を進め、生活排水の適切な処理により、住みよい衛生環境を整えます。

まちづくり指標

指標名	現状値	目標値 2030年(令和12年)
上水道有収率	91.6% (2024年(令和6年))	95.0%
下水道有収率	61.2% (2024年(令和6年))	80.0%

関連する個別計画

- 和気町水道事業経営戦略／●和気町水道ビジョン／●下水道ストックマネジメント計画／●和気町下水道事業経営戦略

施策の展開

1 計画的な水道施設の更新による水の安定供給

- 安全で安心できる水を供給するため、老朽化した水道施設(水道管、配水池等)の更新と耐震化に取り組んでいきます。
- 水道施設の更新事業については、優先順位やコスト面を考慮し、また、財源確保等、財政基盤の強化に努め、適切な時期に実施できるよう水道事業経営戦略、水道ビジョン等の計画に基づいた経営を行います。

2 上下水道事業の健全化

- 人口減少・少子高齢化や節水型社会への移行等により、水道使用量の減少が続いています。そのため給水収益及び下水道使用料収入が減少する見込みであるため、持続可能な水道事業を継続していくには、経費節減の徹底に努めた上で、適正な料金水準を決定し、経営基盤の強化を図ります。

3 水道事業の広域化の検討

- 水道事業の広域化は、料金収入の安定化やサービスの向上、施設余剰能力の有効活用等の効果が期待されており、人材、資金、施設、情報等の経営資源の共有化と効率的活用により、技術の継承を含めた運営基盤の恒久的な維持向上と質の高いサービスを目指すため、検討を実施します。

4 計画的な下水道施設の整備

- 計画的に施設の耐震化とともに、施設の劣化状況に応じた改修及び改築により、施設の長寿命化に取り組みます。
- 適切な水処理を行うためには、施設の維持管理が欠かせないため、ストックマネジメント計画を基に、改修及び改築更新工事を実施します。

5 不明水流入の対策調査

- 不明水の流入が多くなると、汚水中継ポンプ場や浄化センター等の負荷が大きくなり維持管理に支障をきたすため、下水道管、公共桝等の調査を継続的に実施し負担軽減を図ります。

用語

- 上水道有収率：水道事業が配水した水量のうち、料金として収入につながった水量の割合を示す指標です。
- 下水道有収率：下水道事業が処理した水量のうち、料金として収入につながった水量の割合を示す指標です。
- 施設余剰能力：施設の最大能力(施設能力)と、実際の稼働状況(平均利用量)との差のことです。
- スtockマネジメント計画：公共インフラや資産を長期的に管理し、維持管理の最適化を図るための計画です。
- 不明水：汚水(生活排水)を処理する下水道管に、原因がはっきりしない形で流入する雨水や地下水のことです。



産業振興・交流

基本目標 6

交流が生まれ、活力に 満ちたまち

政策

- 01 個性を生かし、能力を発揮して生涯活躍できる環境を創る
- 02 交流により、人が集いにぎわうまちを創る



個性を生かし、能力を発揮して生涯活躍できる環境を創る

施策①

農林業の振興(成長産業化支援、次世代の担い手確保)

目指す姿



地域の特性を生かした農業が盛んに行われており、農業への関心が高まることで新たな担い手が育ち、安定的で持続可能な農業経営が進められています。

また、森林の計画的伐採により災害に強い森林が形成されるとともに、森林資源が有効に活用され、林業が活性化しています。

まちづくり指標

指標名	現状値	目標値 2030年(令和12年)
認定農業者数	34 経営体	39 経営体
耕作放棄地面積	63ha (2024年(令和6年))	60ha
有機農業作付面積	2.46ha (2024年(令和6年))	11.00ha
森林経営計画策定面積	226ha (2024年(令和6年))	300ha

関連する個別計画

- 和気町農業振興地域整備計画／●新規就農者等確保計画／●地域計画／●和気町鳥獣被害防止計画／●和気町森林整備計画／●森林経営計画(経営体)／●和気町有機農業実施計画

施策の展開

1 地域農業の担い手、新規就農者の育成

- 地域農業の担い手や新規就農希望者の技術習得、初期投資の資金等、導入期における支援の充実を図ります。

2 もうかる農業への転換

- 効率的運営のため地域農業の担い手への農地集積・集約化、スマート農業等先進技術を活用した作業労力の軽減を図ります。
- 農業事業者の経営所得安定化のため、高付加価値作物への転換や、農業の6次産業化を推進し、農業者の所得向上につながる取組を支援します。
- 小規模でも付加価値が高く、経済的に持続可能な魅力ある農業を目指すため、有機農業を本町の農業振興の柱の一つとし、関連施策の推進と定着を図ります。

3 耕作放棄地の解消

- 景観及び里地里山環境の保全と将来の担い手へのニーズに応えるため、耕作放棄地の解消を図ります。
- 農地パトロールによる耕作放棄地の早期発見と利用意向の確認により荒廃化を抑制します。
- 地域計画により貸し手・借り手のニーズの把握及びマッチングを行い、耕作放棄地の有効活用を促進します。

4 鳥獣害対策の推進

- 農業者の営農意欲低下を招かないよう鳥獣害対策を推進します。猟友会員の確保や捕獲活動への助成を行うことで、有害鳥獣の個体数抑制を図ります。
- 防護柵設置に対する助成により作物被害抑制、農地保全を図ります。

5 災害に強い森林形成

- 放置された山林を計画的に伐採することで、災害に強い針広混合林形成を推進します。
- 計画的伐採に必要な森林経営計画の策定を山林所有者に促します。
- 適切な森林管理に向けて、管理されていない森林については市町村が仲介役となり、森林所有者と林業経営者をつなげます。

6 林業の振興

- 伐採により生じた木材の木質バイオマス等での有効活用方法を模索することで、森林の計画的な管理・運営を促進し、林業の活性化を図ります。
- 効率的な林内施業や計画的伐採に必要な林道等の路網整備を促進します。

用語

- 森林経営計画：「森林所有者」または「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画です。

施策②

起業支援・中小企業の振興・企業立地の推進

目指す姿



若者や移住者の起業が増え、地域の産業が活性化しています。

また、新しい技術やサービスで新ビジネスに挑戦する中小企業・小規模事業者が増えており、地域経済が発展しています。さらに、新たな企業立地が進み、地域に安定的な雇用が創出されています。

まちづくり指標

指標名	現状値	目標値 2030年(令和12年)
町・商工会の支援による起業件数 (2024年(令和6年)からの累計)	20件 (2024年(令和6年))	33件
企業立地件数 (2021年(令和3年)からの累計)	2件	6件
和気商工会会員数	385者	390者

施策の展開

1 起業支援

- 和気商工会や地域金融機関と連携して、起業家の発掘及び起業支援を進めます。

2 魅力のある就労環境の整備

- 空き店舗や空き家等を活用したサテライトオフィスの誘致など、若者や子育て世代に魅力のある就労環境づくりに取り組みます。

3 商工会の支援と連携

- 和気商工会は、中小事業者や起業者の経営指導・相談等、商業振興の中核的役割を担う存在であり、その安定的な活動を支援するため、補助金を交付します。
- 商工会との連携により、中小事業者や、起業を目指す若者への経営支援を行います。

4 商工業者への支援

- 和気商工会や地域金融機関等との連携を強化し、若者等の起業支援や経営指導を行います。
- 固定資産税の減免等により製造業者の設備投資を促進します。
- 大規模災害などにより経済、社会情勢が変化する中であっても中小企業・小規模事業者が事業を継続できるよう経営を支援します。

5 特産品の開発、販売促進

- 和気商工会の特産品ブランド認証制度の取組を推進します。認証を受けた商品が、インターネット等により全国展開につながるなど、メリットを感じられる仕組みを構築し、認証を希望する事業者・特産品の増加を図ります。
- 町内の魅力ある農産物や観光資源を活用した特産品開発、情報発信による利用促進を図ります。

6 未来技術活用による地域産業の活性化支援

- 未来技術を活用した取組を進めることで、様々な地域課題の解決・改善を目指すだけでなく、新サービスの創出や労働機会の拡大、人の流入による地域経済の活性化を図ります。
- 地域内経済の循環強化に向けて、地域資源を活用した新産業・新事業の創出、DXを活用した生産性向上、地域通貨、観光振興など、様々な施策の検討を行います。

7 企業誘致の推進

- 立地意向のある企業の情報収集を行い、トップセールスを含む企業誘致を積極的に行います。
- 本町の災害リスクの少なさや交通の利便性の良さなどの魅力をわかりやすく紹介します。

8 企業用地の確保

- 適地調査や民間が所有している空き用地等の情報収集を行い、企業用地の確保を図ります。

9 従業員確保の支援

- ハローワーク及び近隣市と連携して合同の就職面接会等を開催し、企業の人材確保の支援及び地元の若者の定住支援、Uターン就職の促進を図ります。

用語

- 特産品ブランド認証制度：2018年(平成30年)から認定を始めた本町の特産品ブランドのことです。町内の事業者が自慢の商品を持ち寄ってプレゼンし、審査により一定の合格ラインを越えると認定され、本町の新しい特産品に認定されます。

交流により、人が集いにぎわうまちを創る

施策①

地域資源を生かした観光の振興

目指す姿



近隣地域を含めた観光ルートが人気で、町内の観光消費も向上しています。農業や田舎文化など地域資源を生かした体験型プログラムにより交流人口が増加し、リピーターや移住・定住にもつながっています。

まちづくり指標

指標名	現状値	目標値 2030年(令和12年)
和気町の観光入込客数 (県へ報告しているデータ)	286,022人 (2024年(令和6年))	340,000人

施策の展開

1 観光プログラムの創出

- 本町の観光の拠点である和気鶺鴒谷温泉や岩戸地内に新設予定の産業振興施設を起点として、地域資源をつなぎ合わせる観光プログラムの創出を推進します。
- SNS等の普及により特別な体験へのニーズが高まっていることから、農業体験、田舎文化体験、アウトドア体験など、町の魅力を深く感じられる様々な分野の体験型観光プログラムを開発することにより交流人口の増加を図っていきます。
- 和気清麻呂、和気広虫、津田永忠など、本町ゆかりの人物の功績を再評価し、町内に点在する史跡と併せて観光振興、地域振興につなげていきます。

2 観光の情報発信

- 観光サイトリニューアルによる情報発信強化や、わけまるパークの遊具更新などに取り組み、観光客のさらなる増加につなげていきます。
- 「アウトドア＝和気」というイメージを発信するため、各スポットを統一的なブランドとして情報発信していきます。

3 広域連携による外国人観光客の誘客

- 本町だけでは誘客の難しい外国人観光客を呼び込むため、世界的に知名度の高い観光資源を有する近隣市町と連携した観光振興を行います。

4 スポーツによる交流の活性化

- 本町の文化や地理的環境を生かした、だれもが参加できるスポーツの振興を進めます。
- 体力づくりや健康づくりだけでなく、住民同士や地域同士での交流を生み出し、新たな地域活動の創出と活性化につなげます。
- 和気駅や和気インターチェンジに近いという本町体育館の立地を生かし、岡山県・中国地方・全国といったスポーツに関する大会の誘致を図ります。
- 和気アルプスなどを活用したトレイルランニングや、片鉄口マン街道でのサイクリングなどのスポーツツーリズムを推進し、交流人口の増加を図ります。

5 産業振興施設の整備

- 小学校の統廃合や少子高齢化の進行により過疎化が進む佐伯地域において、日常生活における利便性の向上を図るため、地域交流の拠点機能を備えた複合施設を整備します。
- 本施設では、観光情報の発信をはじめ、有機農産物の販売及びPR、好適環境水の技術を活用した取組などの展開を検討することにより、地域資源を生かしたにぎわいの創出につなげます。また、日用品等の販売スペースや災害時の避難機能等を備えることで、地域住民が安心して暮らし続けられる生活環境の充実を図ります。

用語

- トレイルランニング : 山道や林道などの未舗装の自然道を走るアウトドアスポーツです。舗装された道を走るロードランニングとは異なり、自然の地形を生かしたアップダウンや多様な路面を楽しむことが特徴です。



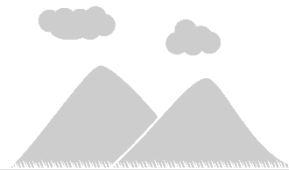
自治体運営

基本目標 7

人口減少社会に対応した、
効率的で持続可能な行財政運営

政策

- 01 住民に開かれた健全で持続可能な行財政運営を行う
- 02 人口構成のバランスを改善し、持続可能な活気あふれるまちを創る



住民に開かれた健全で持続可能な行財政運営を行う

施策①

健全で持続可能な行財政運営の推進

目指す姿



日々変化する社会情勢や住民ニーズに対し、迅速に対応できる柔軟な財政運営ができています。

まちづくり指標

指標名	現状値	目標値 2030年(令和12年)
経常収支比率	87.0% (2024年(令和6年))	85.0%
実質公債費比率	7.2% (2024年(令和6年))	6.0%
将来負担比率	13.0% (2024年(令和6年))	8.0%
町税の収納率	98.7%	99.0%
和気町公式 LINE 登録者数 (2026年(令和8年)からの累計)	0人	6,400人

関連する個別計画

- 和気町財政運営適正化計画／●和気町定員適正化計画／●マイナンバーカード交付円滑化計画／●和気町公共施設等総合管理計画

施策の展開

1 財政の健全運営

- 今後予測される地方税収の減少と財政需要の上昇に耐えうる強靱な財政構造の構築を図り、財政の健全な運営を行います。

2 税収入の確保

- 税に関する啓発活動と納税者の納付方法の利便性向上を図り、納税本来の姿である納期内自主納付を促進していきます。また、適切な滞納整理対策とともに、納税しやすい環境づくりに努めます。

3 職員研修の実施

- 自主研修、職場内研修、職場外研修のそれぞれの特性を活用し、自ら行動することのできる「職員力」の高い職員を育成します。

4 組織機構の見直し

- 限られた人材と財源を最大に活用できる効率的で効果的な組織運営を図り、職員一人ひとりが持つ能力を最大限発揮できる職場づくりに取り組みます。

5 行政のスリム化

- 行政と民間が担う役割を明確にしながら、民間活力の導入により効率性や経済性が効果的なものについては、行政サービスの委託や指定管理者制度等を推進し、行政のスリム化を図ります。

6 マイナンバーカードの普及促進

- コンビニエンスストアでの戸籍等証明書交付サービスの拡充や図書館カードとしての独自利用等、新たなサービスの提供を進め、マイナンバーカードの普及促進を図るとともに、住民サービスの向上に努めます。

7 デジタル技術の活用によるサービスの向上

- DXの取組などデジタル技術を活用し、スマートフォンで行政手続きや支払いを可能にするなどDXの取組等により、住民サービスの向上に努めます。また、限られた職員で対応していくために、デジタル技術で事務作業を軽減し、職員が“人間ならではの”業務に注力できる環境を整備します。

8 財産の適正管理

- 個別財産の利活用方針を定め、民間への貸付や売却処分等も含め積極的に利活用します。
- 公共施設の機能強化、複合化、ICTへの対応及びまちづくり関連計画や自然環境などに配慮するとともに、住民の利便性向上を図ります。

9 学校跡地の利活用

- 旧日笠小学校及び旧山田小学校の利活用について、地域の実情や意見、町内外の意見、町としての意見を踏まえ、最善の方法を模索しながら検討します。

10 各地域の個性を生かした広域行政の推進

- 「岡山連携中枢都市圏ビジョン」に基づき、地方圏域の中心的な役割を担う中心市と周辺市町が、連携・協力し、圏域全体で必要な生活機能を確保するとともに、地方圏への人口定住を促進する自治体連携の取組をより一層強化します。

11 包括協定による産官学連携の推進

- 民間企業や大学と本町が、地域の持つ特色に両者が持つ知恵・情報・技術を取り入れて相乗効果を発揮することにより地域の競争力を強化し、まちづくりの推進、地域経済の発展に向け、包括的・継続的な連携と協働を推進していきます。
- 新規事業の提案及び相乗効果が見込まれる事業への参画を促し、行政サービス等のさらなる向上を図ります。

用語

- 行政のDX(デジタルトランスフォーメーション)： 行政サービスや業務のデジタル化を通じて、住民の利便性向上と行政運営の効率化を同時に実現する取組です。これは単なるIT導入ではなく、「行政の仕組みそのものを変革する」ことを目的としています。

施策②

ふるさと応援寄附金の推進

目指す姿



魅力的な返礼品や地方創生に向けた先進的な取組が評価され、個人や企業からのふるさと納税が増加しており、地場産業が活性化するとともに、町の自主財源の確保が図られています。

まちづくり指標

指標名	現状値	目標値 2030年(令和12年)
企業版ふるさと納税寄附金額	7,100千円 (2024年(令和6年))	10,000千円
ふるさと納税寄附金額	293,000千円 (2023年(令和5年))	313,000千円

施策の展開

1 魅力的な返礼品の提供

- ふるさと納税の返礼品市場を通じて地域特産物の販路拡充に取り組みます。
- ふるさと納税の寄附金を増やすため、返礼品に供する生産者等の開拓に取り組みます。
- 和気◎印などの認証された地域ブランド商品を積極的に紹介し、魅力的な返礼品となるようPRしていきます。
- 自己財源が確保できる手段として、継続的に取り組むとともに、制度利用の推進を図ります。
- 全国の自治体が積極的に取り組んでいる中で、応援したい自治体となるよう情報の発信にも取り組んでいきます。

2 企業版ふるさと納税の新規開拓

- 英語教育、公営塾などの教育分野及び地域課題解決に向けた事業など、地方創生に係る本町独自の取組を広くPRするとともに、トップセールスによる企業訪問活動等を積極的に行い、企業版ふるさと納税につなげていきます。

用語

- ふるさと納税：ふるさと納税制度は、「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」、「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として創設され、寄附をすることで所得税・住民税が控除される仕組みです。

人口構成のバランスを改善し、 持続可能な活気あふれるまちを創る

施策①

若者と女性に選ばれる地域とシティプロモーションの推進

目指す姿



本町や同世代の若者が発信する SNS を見た人が、実際に本町に訪れ、積極的に地域に関わることにより、町が若返り、若者が住みたいと思う町になっています。

まちづくり指標

指標名	現状値	目標値 2030年(令和12年)
和気町の若年人口数(20~39歳)	1,970人(15.6%) (2024年(令和6年))	2,000人(16.7%)
社会動態数	▲17人	50人
転入者数(再掲)	427人	500人
和気閑谷高等学校 出願者数	103人	120人
和気町ファンクラブ会員数	2,000人	4,000人
和気町ファンクラブ 公式 LINE 登録者数	3,149人	5,000人
メディア掲載件数	20件	50件

施策の展開

1 若者の定住・Uターン促進対策

- 「都会に出た若者がいつか帰ってきたいと思える町」「今いる若者が住み続けたいと思う町」を目指し、若者の定住・Uターン促進に向けた取組を推進します。
- 若者が地域の活動やまちづくりに関わることができる体制を構築し、本町への愛着を高めることで、郷土愛を育み、定住や将来的なUターンにつなげます。

2 相談支援体制の充実強化

- デジタル技術を活用し、支援体制の充実と効率化を図ります。
- 若者目線を取り入れるなど、多様なニーズに対応できる相談体制を構築するとともに、地域の方との交流を促進させます。

3 シビックプライドの醸成

- 若者の定住やUターンを見据え、若者に人気のあるコンテンツを活用した地域ブランディングを行うことにより、「若者が住みたいと憧れる町」の実現を目指します。

4 関係人口の創出・拡大

- ふるさと住民登録制度の開始や将来的な若者層の転出を見据え、現在実施している和気町ファンクラブの積極的な活用を行い、さらなる関係人口の拡大を図ります。

5 和気閑谷高等学校魅力化事業の推進

- 和気閑谷高等学校の特色である地域をフィールドに課題解決に向けた取組を行う「閑谷學」に対する人材派遣や、県外からの入学及び3年間を過ごす場所のサポートなどの支援を行います。

6 町内外に向けたシティプロモーション

- 本町の様々な魅力や地域資源などの情報を効果的に発信することで、住民の自らのまちに対する愛着と誇りの醸成を図り定住につなげます。
- 町外に住む若い子育て世帯から移住先として選んでもらえるよう、戦略的なプロモーション活動を行います。

7 広報活動の充実

- 住民が町や町政に対して興味や関心を持ち、まちづくりへの参画をより身近なものとして捉えることができるよう、広聴活動の拡充を図り、町政に対してだれもが気軽に要望・提案等ができる機会を充実させます。
- 広報誌について、本町が伝えたい「お知らせ型」広報に加えて、「住民が知りたい」ニーズを意識した誌面づくりを行います。

8 町政情報等の発信

- 行事・イベント等について、SNS や新聞などを活用し、町内外に向けて情報提供を行うとともに本町の魅力を発信します。

9 SNSによる情報発信の充実

- 町外在住者に向け、本町の魅力を伝える情報発信を「和気町ファンクラブ公式 LINE」による定期配信で行います。また、利用者目線に立った運用を行うことにより利便性と媒体価値を高めます。
- SNS では単なる情報発信にとどまらず、拡散したくなる情報提供を意識した運用を行います。

用語

- 関係人口： 移住した「定住人口」や観光に訪れる「交流人口」とは異なり、地域に住んでいないが、その地域や住民に魅力を感じて多様な関わりを持つ人々を指します。
- SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)： インターネット上で人々がつながり、情報を共有するためのプラットフォームです。(LINE、インスタグラム、Xなどがあります)
- 閑谷學： 2014年度(平成26年度)から、総合的な学習の時間を活用して、地域の行政や商工会、地域おこし協力隊等の協力をもとに生徒が地域課題に取り組む探究学習を「閑谷學」として展開しています。

第 5 部

資料編

1. 計画策定の経過、審議会開催状況

年	月	日	内容
2025年 (令和7年)	5月	1日 12日 30日	公募委員の募集(5月23日まで) 第1回策定委員会 公募委員の決定
	6月	11日 19日	和気町議会全員協議会 第2回策定委員会
	7月	8日	第1回審議会
	8月	8日 20~ 28日	第3回策定委員会 庁内ヒアリング
	9月	6日 30日	高校生・大学生・社会人によるワークショップ 参加17人 第2回審議会
	10月	16日	第4回策定委員会
	11月	11日 28日	政策会議 第3回審議会
	12月	3日 5日~	和気町議会全員協議会 和気町総合計画(後期基本計画)策定に係るパブリックコメント (12/5~1/15まで)
2026年 (令和8年)	1月	20日 29日	第5回策定委員会 第4回審議会
	2月	5日 13日	第5回審議会 第2次和気町総合計画(後期基本計画)(案)の答申 政策会議
	3月	10日	和気町議会全員協議会 第2次和気町総合計画(後期基本計画)策定の報告

2. 振興計画審議会委員名簿

任期:2025年(令和7年)6月1日~2026年(令和8年)3月31日

順不同

	区分	氏名	所属等	備考
1	議会	広瀬 正男	和気町議会 議長	
2		居樹 豊	和気町議会 総務文教常任委員会 委員長	
3		山本 稔	和気町議会 厚生産業常任委員会 委員長	
4	地域	藤原 哲正	区長協議会 会長	
5	教育	三好 宏	岡山商科大学 産学官連携センター センター長	
6		安藤 知春	和気町教育委員 代表委員	
7	産業	川上 健二	和気商工会 会長	
8	金融	近藤 桂司	中国銀行 和気支店 支店長	
9	労働	赤枝 知雄	和気公共職業安定所 所長	
10	報道	仁科 寿美	和気町報道委員会 委員	
11	子育て	杉本 洋子	NPO法人ママほっとサロン 代表	
12	住民等	畠中 珠子	公募委員	
13		中村 和馬	公募委員	
14		小森 国彦	公募委員	

3. 諮問・答申書

(1) 諮問文

和経第 59 号
令和7年7月8日

和気町振興計画審議会
会長 広瀬 正男 様

和気町長 太田 啓補

和気町総合計画の策定について（諮問）

和気町では、令和3年度から令和12年度までを計画期間とし、まちづくりの基本的な方向性を定め、『人と地域が輝く 晴れの国の 和気あいのまち』を将来像として「第2次和気町総合計画」を策定し、まちづくりの推進を図ってきたところです。

この第2次和気町総合計画を構成する「前期基本計画」が令和7年度をもって満了することから、「後期基本計画」の策定に係る基本的方向性について、和気町附属機関条例（平成18年条例第28号）の規定により、貴審議会の意見を求めます。

(2) 答申書

令和 8年 2月 5日

和気町長 太田 啓補 様

和気町振興計画審議会
会長 広瀬 正男

和気町総合計画について（答申）

令和7年7月8日付けで諮問がありました和気町総合計画については、本審議会において慎重に調査・審議を重ねた結果、示された素案について審議結果を反映し、修正を加えたので、次の意見を添えて答申します。

なお、総合計画は、将来の都市像である「人と地域が輝く 晴れの国の 和気あいあいのまち」の実現に向けた公約であり、当計画に掲げる諸施策が的確に推進されることを強く希望します。

記

（意見）

1. 安全・安心な暮らしの確保について、人口減少や高齢化が進む中においても、住民が将来にわたり心身ともに健やかで、地域と関わり続けながら安心して暮らし続けられるよう、防災・減災、交通、医療・福祉、生活インフラ等の維持・充実を図り、持続可能な生活環境づくりとして推進されたい。
2. こども・若者・子育て世代への支援について、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制を充実させるとともに、教育や体験活動を通じて、次代の担い手となるこどもたちが将来に希望を持ち、ふるさとへの愛着と誇りを育める環境づくりを推進されたい。
3. 若い世代を中心に選ばれるまちとなるように、本町の生活環境や子育て・教育環境の魅力を積極的に発信するとともに、多様な交流や体験型の取り組みを通じて、まちと継続的に関わる人を増やす取組を推進されたい。
4. 地域産業と働く場の確保について、企業誘致や起業支援、農林業の高付加価値化、事業者の経営力向上等により、多様な働く場を確保し、持続可能な地域経済の活性化につながる施策として推進されたい。
5. 計画推進のあり方について、限られた人材・財源を踏まえ、施策の優先順位を明確にし、進捗管理と検証を行いながら、実効性のある計画運営に努められたい。

4. 関係条例・規則

○和気町振興計画審議会規則

平成18年3月1日

規則第25号

改正 平成23年3月25日規則第6号

平成26年7月1日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、和気町附属機関条例(平成18年和気町条例第28号)第4条の規定に基づき、和気町振興計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他適当と認められる者のうちから、町長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が必要に応じ招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の意見の陳述)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を延べさせ、又は説明させることができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、和気町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成

18年和気町条例第42号)の定めるところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務部まち経営課において行う。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行後、最初に開かれる審議会は、第5条の規定にかかわらず町長が招集する。

(任期の特例)

3 この規則の施行後、新たに委嘱する委員の任期は、第3条の規定にかかわらず平成19年3月31日までとする。

附 則(平成23年規則第6号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第8号)

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

○和気町附属機関条例

平成 18 年3月1日

条例第 28 号

改正 平成 18 年 12 月 18 日条例第 204 号

平成 20 年 10 月1日条例第 17 号

平成 27 年3月 23 日条例第1号

(趣旨)

第1条 執行機関の附属機関の設置及び担任事項については、他の法令の定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(町長の附属機関)

第2条 町長の附属機関として、別表第1に掲げる機関を置く。

(教育委員会の附属機関)

第3条 教育委員会の附属機関として、別表第2に掲げる機関を置く。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営等に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成 18 年3月1日から施行する。

附 則(平成 18 年条例第 204 号)

この条例は、平成 19 年4月1日から施行する。

附 則(平成 20 年条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年4月1日から施行する。

(経過措置)

4 改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職することとされる同項の規定する旧教育長については、次に掲げる条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

(1) 略

(2) 第2条の規定による改正前の和気町附属機関条例

別表第1(第2条関係)

附属機関の名称	担任する事項
報道委員会	町行政の報道活動の計画の策定についての調査、審議及び意見の具申に関する事務
消防委員会	消防行政の円滑なる運営を図るため消防施設の整備計画等重要な事項について調査、審議及び意見の具申に関する事務
特別職報酬等審議会	議会の議員の議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額についての審議及び意見の具申に関する事務
振興計画審議会	町勢振興に関する総合施策の樹立についての調査、審議及び意見の具申に関する事務
ふるさと創生事業審査委員会	「自ら考え自ら行う地域づくり」事業を推進し、特色を生かした地域づくりを行うための方策等を調査・研究意見の具申に関する事務
農村地域工業導入審議会	農村地域工業導入計画について調査、審議及び意見具申に関する事務
経営基盤強化促進委員会	地域農業の振興と農業振興地域整備計画について調査・審議及び意見具申に関する事務
道路整備計画審議会	道路整備計画について調査、審議及び意見具申に関する事務

別表第2(第3条関係)

附属機関の名称	担任する事項
青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法(昭和 28 年法律第 83 号)第2条の規定による青少年の指導育成保護及びきょう正に関する総合的施策の樹立についての調査、審議及び意見の具申並びに関係行政機関相互の連絡調整に関する事務
文化財保護委員会	和気町文化財保護条例(平成 18 年和気町条例第 103 号)の規定による文化財の保存及び活用についての調査研究及び意見の具申に関する事務

5. KPI 一覧表

指標名	時点	現状値	目標値 2030年 (令和12年)	算定式	出典・定義など
基本目標1 安全・安心でやすらぎを実感できるまち					
基本政策1 災害や感染症等に備え、いのちを守る					
施策1. 住民のいのちと暮らしを守る非常時危機管理体制の充実・防疫体制の充実強化					
非常時危機管理訓練 開催回数	2025年 (令和7年)	1回	1回	訓練開催実績	
施策2. 防災・減災対策の強化					
防災訓練への参加世帯 の割合	2025年 (令和7年)	19.0%	25.0%	参加世帯／住民基本 台帳世帯	和気町地域防災 計画
自主防災組織防災訓練 開催地区数	2025年 (令和7年)	0地区	10地区	訓練開催実績	和気町地域防災 計画
地区防災計画整備地区数	2025年 (令和7年)	1地区	10地区	計画整備地区数	和気町地域防災 計画
基本政策2 穏やかな暮らしを守る安全・安心な生活環境を整える					
施策1. 防犯・交通安全対策の推進					
刑法犯認知件数	2024年 (令和6年)	25件	20件	刑法犯認知件数	備前警察署より
交通事故発生件数 (人身、死亡)	2024年 (令和6年)	15件	10件	交通事故発生件数	備前警察署より
施策2. 暮らしを守る消費者保護対策の充実					
消費に関わる出前講座 の開催回数	2025年 (令和7年)	1回	1回	消費問題研究会等に おける開催件数	
施策3. 暮らしの安全を支える消防・救急体制の充実					
消防団員数 (条例定数700人)	2025年 (令和7年)	581人	600人	消防団員数	和気町消防団条例
火災発生件数	2025年 (令和7年)	23件	0件	火災発生件数	東備消防組合消 防本部総合計画
基本政策3 地球に配慮した環境にやさしいまちを創る					
施策1. 多様な生物を育む自然環境の保全					
廃棄物の不法焼却 (野焼き)及び典型7 公害苦情通報件数	2025年 (令和7年)	10件	5件	住民等からの 通報件数	
施策2. 地球温暖化対策の推進と再生可能エネルギーの利活用					
新築戸建住宅における 太陽光パネル導入割合	2024年 (令和6年)	31.0%	50.0%	設置件数／総新築戸 建件数	
公共施設における温室 効果ガス(CO2)排出量	2024年 (令和6年)	3,942t	3,010t	電力使用量×CO2排 出係数	和気町地球温暖 化対策実行計画
施策3. ごみの減量と資源化の推進					
住民1人あたりの ごみ排出量	2024年 (令和6年)	758g/日	740g/日	住民基本台帳登録者 数／ごみ排出量	和気町一般廃棄 物処理基本計画 (ごみ処理基本 計画)
リサイクル率	2024年 (令和6年)	13.1%	17.0%	リサイクル量／ごみ排 出量	和気町一般廃棄 物処理基本計画 (ごみ処理基本 計画)

指標名	時点	現状値	目標値 2030年 (令和12年)	算定式	出典・定義など
基本目標2 変化の時代を生き抜く力を育み、ともに学び続けるまち					
基本政策1 こどもたちが、夢や目標を実現するための知識や経験を得られるようにする					
施策1. 学校教育の充実・魅力化、郷土愛の醸成					
「外国の人と友達になったり、外国のことについてもっと知ったりしてみたい」と回答した小学生及び中学生の割合	2025年 (令和7年)	(小学生) 76.0% (中学生) 50.0%	(小学生) 80.0% (中学生) 70.0%	町アンケート調査結果	
「将来の夢や目標をもっている」と回答した小6及び中3の割合	2025年 (令和7年)	(小6) 84.9% (中3) 71.6%	(小6) 85.0% (中3) 80.0%	全国アンケート調査結果	
「自分にはよいところがある」と回答した小6及び中3の割合	2025年 (令和7年)	(小6) 89.1% (中3) 89.2%	(小6) 85.0%以上 (維持) (中3) 85.0%以上 (維持)	全国アンケート調査結果	
「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」と回答した小6及び中3の割合	2025年 (令和7年)	(小6) 91.8% (中3) 71.7%	(小6) 85.0%以上 (維持) (中3) 80.0%	全国アンケート調査結果	
施策2. 次世代を見据えた教育環境の充実					
教職員の月当たり時間外業務の状況(1か月平均)	2024年 (令和6年)	(小) 22.9時間/月 (中) 38.7時間/月	(小) 30.0時間/月以下(維持) (中) 30.0時間/月以下	出退勤システムによる調査結果	和気町教育大綱
部活動の地域展開に係る地域に受け皿がある部活動数(中学校)	2025年 (令和7年)	62.0% (10/16部活動)	100.0%	受け皿のある部活動数 ／全部活動数	
基本政策2 生涯学習やスポーツを楽しむことができるようにする					
施策1. 生涯学習活動・スポーツの推進					
社会教育施設利用者数(中央公民館・サエスタ)	2024年 (令和6年)	29,166人	37,000人	中央公民館、サエスタ利用者数	
図書館の貸出冊数	2024年 (令和6年)	71,626冊	76,000冊	図書館の貸出冊数	
公営塾の利用割合(利用者／対象者)	2024年 (令和6年)	15.0%	35.0%	利用者／対象者	
社会体育施設利用者数(体育館・グラウンド・B&G)	2024年 (令和6年)	64,932人	70,000人	体育館＋グラウンド＋B&G利用者数	
基本政策3 歴史的・文化資源や文化を生かした品格(魅力)あるまちを創る					
施策1. 歴史的・文化資源の保存・活用					
自主事業(ホール系)参加者数	2024年 (令和6年)	1,267人	2,000人	自主事業参加者数	
文化祭参加者数	2024年 (令和6年)	1,100人	1,500人	文化祭参加者数	
歴史民俗資料館利用者数	2024年 (令和6年)	2,096人	3,000人	歴史民俗資料館利用者数	

指標名	時点	現状値	目標値 2030年 (令和12年)	算定式	出典・定義など
基本目標3 だれもが健康ではつらつと暮らせるまち					
基本政策1 すべての住民の健康保持・増進を全力でサポートする					
施策1. 健康寿命の延伸に向けた健康づくりの推進					
特定健診受診率	2025年 (令和7年)	41.0%	47.0%	受診者数/対象者数	和気町国民健康保険特定健康診査等実施計画
特定健診受診者中のBMI25以上の者の割合	2025年 (令和7年)	町男性 31.8% 県男性 33.8% 町女性 27.8% 県女性 21.9%	県平均と同等もしくは県平均以下	KDBシステム 様式5-2 健診有所見者状況 (男女別・年代別) 2024年度(令和6年度):令和7.4時点	和気町健康づくり推進計画
高齢者で自身が健康と感じている人の割合 (3年ごとの調査)	2025年 (令和7年)	78.6%	83.0%	アンケート調査結果	和気町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
施策2. 介護予防・介護サービスの充実					
和気町と全国平均の要介護認定率比較	2025年 (令和7年)	▲3.0%	▲3.5%	和気町-全国の認定率	和気町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
高齢者で自身が健康と感じている人の割合 (3年ごとの調査)(再掲)	2025年 (令和7年)	78.6%	83.0%	アンケート調査結果	和気町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
基本政策2 安心して子どもを産み、健やかに育てることができるようにする					
施策1. 子ども・家庭への切れ目のない支援の充実・地域連携による子育て支援の充実					
サポートプラン作成件数	2025年 (令和7年)	0件	15件	すべての妊産婦や子育て家庭に必要なマネジメントの確立を目的に、作成件数を報告	和気町子ども計画
子ども連携支援会議開催回数	2025年 (令和7年)	12回	12回	子育て親子に必要な支援を届けるための連携を目的に、開催回数を報告	和気町子ども計画
産後ママ安心ケア事業利用者数	2025年 (令和7年)	45人	50人	産前産後のメンタルヘルス維持を目的に、事業利用者実数を報告	和気町子ども計画
基本政策3 高齢になっても住み慣れた場所で安心して暮らせるようにする					
施策1. 安心して暮らし続けられる高齢者等への支援の充実					
認知症理解のための普及啓発活動の開催回数	2025年 (令和7年)	10回	10回	認知症理解のための講話等の開催回数	和気町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
見守り協定締結事業者数	2025年 (令和7年)	31者	55者	見守り協定締結事業者数	和気町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
高齢者・要援護者台帳登録者数	2025年 (令和7年)	2,331人	2,800人	高齢者・要援護者台帳登録者数	
施策2. 障がいや生きづらさを抱える人への支援の充実					
障害者相談支援事業における相談件数	2025年 (令和7年)	13,000件	13,000件	障がい者相談支援事業における相談件数	和気町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画

指標名	時点	現状値	目標値 2030年 (令和12年)	算定式	出典・定義など
福祉サービス利用者数 うち障害児福祉サービス利用者数 うち就労継続支援事業所数・利用者数	2025年 (令和7年)	250人 80人 5箇所・ 100人	250人 80人 5箇所・ 100人	福祉サービス利用者数 うち障害児福祉サービス利用者数 うち就労継続支援事業所数・利用者数	和気町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画
施策3. 生活困窮者等への支援の充実					
生活に関する相談支援件数	2024年 (令和6年)	68件	70件	生活に関する相談支援件数	
施策4. 安心して暮らし続けるための地域医療の維持・充実					
国保診療所の数	2025年 (令和7年)	2箇所	2箇所	国保診療所の数	
在宅療養支援病院(診療所)の数	2025年 (令和7年)	3箇所	4箇所	在宅療養支援病院(診療所)の数	
かかりつけ医機能を有する医療機関の割合	2025年 (令和7年)	0.0%	80.0%	町内5医療機関のうち、2～4医療機関を目標	かかりつけ医機能報告制度
施策5. きめ細かな地域福祉の充実					
多分野連携による地域ケア会議開催回数	2024年 (令和6年)	25回	35回	多分野連携による地域ケア会議開催回数	和気町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
高齢者生活支援サポーター活動実人数	2024年 (令和6年)	10人	44人	高齢者生活支援サポーター活動実人数	和気町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
重層的支援体制整備事業実施の有無	2025年 (令和7年)	無	有	重層的支援体制整備事業実施状況	
基本目標4 認め合い、支え合い、笑顔あふれる共生のまち					
基本政策1 一人ひとりの人権が尊重され、参画しやすい地域社会を創る					
施策1. 人権啓発の推進					
各種人権啓発研修等への参加人数	2024年 (令和6年)	967人	1,200人	地区啓発、団体等啓発、人権啓発員研修(1～3回)の参加人数	
人権フェスタわけへの参加人数	2024年 (令和6年)	328人	400人	人権フェスタわけへの参加人数	
基本政策2 様々な場所や場面で女性が活躍できる社会を実現する					
施策1. 男女共同参画の推進					
町職員の女性監督職登用率	2024年 (令和6年)	35.8%	45.0%	係長以上の職に就く女性数／係長以上の職員数	和気町男女共同参画プラン
基本政策3 すべての住民が、まちや人とつながり、その人らしく活躍できるようにする					
施策1. 多様な担い手による協働のまちづくりの推進					
協働のまちづくり提案事業応募件数(若者枠拡充)	2024年 (令和6年)	2件	6件	協働のまちづくり提案事業応募件数	
ボランティア活動参加人数(行政関係:保険対象者)	2025年 (令和7年)	1,500人	2,000人	まちづくり協議会参加者数+藤まつり、和文字焼きまつり(薪組、当日)ボランティア数	

指標名	時点	現状値	目標値 2030年 (令和12年)	算定式	出典・定義など
基本目標5 美しい自然と調和した快適で豊かなまち					
基本政策1 だれもが住みたいと思う魅力のあるまちを創る					
施策1. 安心して暮らせる居住環境の形成					
分譲住宅地の整備区画数 (累計)	2025年 (令和7年)	27区画	40区画	整備された分譲宅地の 区画数	
住宅リフォーム補助金 利用件数(累計)	2025年 (令和7年)	450件	600件	住宅リフォーム補助金 の利用件数	和気町住宅リフ ォーム補助金交 付要綱
転入者数	2025年 (令和7年)	427人	500人	住民基本台帳 (1月～12月)	
空き家バンク成約割合	2025年 (令和7年)	80.0%	80.0% (維持)	空き家バンク成約数/空 き家バンクに登録された 空き家の総数(前年まで の残数+当年登録数)	
緑化事業補助金を活用 した花木の苗木配布 団体数	2025年 (令和7年)	1団体	13団体	緑化事業補助金を活 用した花木の苗木配布 団体数	
基本政策2 安全で快適な生活基盤を整える					
施策1. 安全・安心な道路環境の維持・整備とインフラの長寿命化					
町道整備事業の 改良率	2024年 (令和6年)	41.6%	42.0%	道路改良済み延長/ 道路総延長	
急傾斜地対策工事 実施箇所数 (県営事業)(累計)	2025年 (令和7年)	1箇所	2箇所	急傾斜地対策工事 実施箇所数	
ため池全面改修工事 実施箇所数 (累計)	2025年 (令和7年)	3箇所	5箇所	ため池改修工事実施 箇所数	
施策2. 適正で合理的な土地利用の推進					
和気駅1日平均乗車 人員数	2023年 (令和5年)	1,125人	1,500人	和気駅1日平均乗車 人員数	和気町地域公共 交通計画
町営バス利用者数	2024年 (令和6年)	27,191人	30,000人	町営バス利用者数	和気町地域公共 交通計画
施策3. 安全で安定した上下水道サービスの提供					
上水道有収率	2024年 (令和6年)	91.6%	95.0%	決算統計	和気町水道事業 経営戦略
下水道有収率	2024年 (令和6年)	61.2%	80.0%	決算統計	和気町下水道事 業経営戦略
基本目標6 交流が生まれ、活力に満ちたまち					
基本政策1 個性を生かし、能力を発揮して生涯活躍できる環境を創る					
施策1. 農林業の振興(成長産業化支援、次世代の担い手確保)					
認定農業者数	2025年 (令和7年)	34経営体	39経営体	当年に登録されている 認定農業者の数	
耕作放棄地面積	2024年 (令和6年)	63ha	60ha	耕作放棄地面積	
有機農業作付面積	2024年 (令和6年)	2.46ha	11.00ha	有機農業作付面積	
森林経営計画 策定面積	2024年 (令和6年)	226ha	300ha	森林経営計画 策定面積	

指標名	時点	現状値	目標値 2030年 (令和12年)	算定式	出典・定義など
施策2. 起業支援・中小企業の振興・企業立地の推進					
町・商工会の支援による 起業件数 (2024年(令和6年)からの累計)	2024年 (令和6年)	20件	33件	町・商工会の支援による 起業件数 (2024年(令和6年) からの累計)	
企業立地件数 (2021年(令和3年)からの累計)	2025年 (令和7年)	2件	6件	企業立地件数(累計)	
和気商工会会員数	2025年 (令和7年)	385者	390者	当年に登録されている 和気商工会会員数	
基本政策2 交流により、人が集いにぎわうまちを創る					
施策1. 地域資源を生かした観光の振興					
和気町の観光入込客数 (県へ報告しているデータ)	2024年 (令和6年)	286,022人	340,000人	温泉利用者、藤まつり 来場者等(1月～12月)	和気町観光客動 態調査報告書
基本目標7 人口減少社会に対応した、効率的で持続可能な行財政運営					
基本政策1 住民に開かれた健全で持続可能な行財政運営を行う					
施策1. 健全で持続可能な行財政運営の推進					
経常収支比率	2024年 (令和6年)	87.0%	85.0%	決算統計	
実質公債費比率	2024年 (令和6年)	7.2%	6.0%	決算統計	
将来負担比率	2024年 (令和6年)	13.0%	8.0%	決算統計	
町税の収納率	2025年 (令和7年)	98.7%	99.0%	2026年度(令和8年 度)目標にプラス0.1%	
和気町公式LINE登録 者数(2026年(令和8 年)からの累計)	2025年 (令和7年)	0人	6,400人	2026年度(令和8年 度)から導入する公式 LINEの登録者数	
施策2. ふるさと応援寄附金の推進					
企業版ふるさと納税 寄附金額	2024年 (令和6年)	7,100千円	10,000千円	企業版ふるさと納税 寄附金額	
ふるさと納税 寄附金額	2023年 (令和5年)	293,000 千円	313,000 千円	ふるさと納税 寄附金額	
基本政策2 人口構成のバランスを改善し、持続可能な活気あふれるまちを創る					
施策1. 若者と女性に選ばれる地域とシティプロモーションの推進					
和気町の若年人口数 (20～39歳)	2024年 (令和6年)	1,970人 (15.6%)	2,000人 (16.7%)	住民基本台帳 (1月～12月)	
社会動態数	2025年 (令和7年)	▲17人	50人	住民基本台帳 (1月～12月)	
転入者数(再掲)	2025年 (令和7年)	427人	500人	住民基本台帳 (1月～12月)	
和気閑谷高等学校 出願者数	2025年 (令和7年)	103人	120人	特別入試・1次募集・ 2次募集	
和気町ファンクラブ 会員数	2025年 (令和7年)	2,000人	4,000人	和気町ファンクラブ 会員数の推移	
和気町ファンクラブ 公式LINE登録者数	2025年 (令和7年)	3,149人	5,000人	和気町ファンクラブ 公式LINE登録者数	
メディア掲載件数	2025年 (令和7年)	20件	50件	新聞、雑誌等への掲載 件数	

第2次和気町総合計画(後期)基本計画

2026年(令和8年)3月

〒709-0495 岡山県和気郡和気町尺所555番地
和気町役場 まち経営課
制作:株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所



和気町